

昭和十九年三月

福岡縣史蹟名勝天然紀念物調查報告書

第十五輯

福
岡
縣

福岡縣史蹟名勝天然紀念物調査報告書 第十五輯

名勝之部

豊前上野の白糸瀑……………調査委員 金尾宗平……………(一)

豊前苅田のカルスト(Karst)天然橋……………調査委員 金尾宗平……………(五)

豊
前
上^{アガ}
野^ノ
の
白糸
瀑

調査委員 金 尾 宗 平

豊前上野の白糸瀑

調査委員 金尾宗平

本年度は引續きカルスト Karst 景觀と、縣下に分散せる名瀑の下調査に取りかゝつた。瀑布では、脊振山塊北麓斷層崖下のフォールライン Fall line に展開せる白糸不動(以上糸島郡)花亂坊主(以上早良郡)並に筑豊山塊西斜面の彈琴大音上野の諸瀑を調べて見た。

其等の中で、先づ第一に名勝として推奨し度いと思つたのは上野の白糸瀑である。

瀑は田川線赤池驛の北東約五軒標高凡そ四百米福智鷹取山の南麓、赤池町大字上野字小路奥に在る溪流に懸る。(地が要塞地帯に近接せる關係上、細密なる地圖を添附し得ない事を遺憾とする)

此所は所謂黑崎香春地構線に依つて割せられた福智山塊西側の退却斷層崖に懸るもので、全體的に見れば花崗岩壁に侵生した急湍瀑布の複合せる一大ラピッド Rapid 景觀である。

赤池驛に下車してタクシーで進むと、先づ飲食店や雜貨店の多いそして道幅の狭い炭坑町赤池に出る。町はづれの橋を渡る頃からは前面に瀑谷の白い巨岩が見え始める。間もなく上野川沿ひの古い扇狀洪積台地上に出る。川は礫層の下にかくれて所謂大根川の涸河ツチとなる。礫には花崗岩と古生層の變成岩が多い。

道も漸次登り坂となり、高取燒の元祖上野燒の窯元附近を過ぎ、福智山ハイキングコース道

へ出る附近で車道は盡きる。此邊には遊覽登山客對手の小店が點在する。此所は愈々瀑への入口に當ると同時に福智山への登山口でもある。直方營林署の立札には、赤池驛へ約五籽福智の頂上へ約一籽半と書いてある。更に又急傾斜の小徑を登ると道ばたに此邊のカジカを採つては相成らぬと書いた立札も出てゐる。

附近一帯は早瀬急湍の群落で、中の茶屋からは樹林鬱蒼たる中に上にも下にも瀑が眺め得られて一大絶景である。電光型の急坂を（途中鐵の鎖に依る所もある）登りつゝ、仰觀すると、奥の大瀑次の急湍などが見えて、山を震はし膚を寒からしめる。

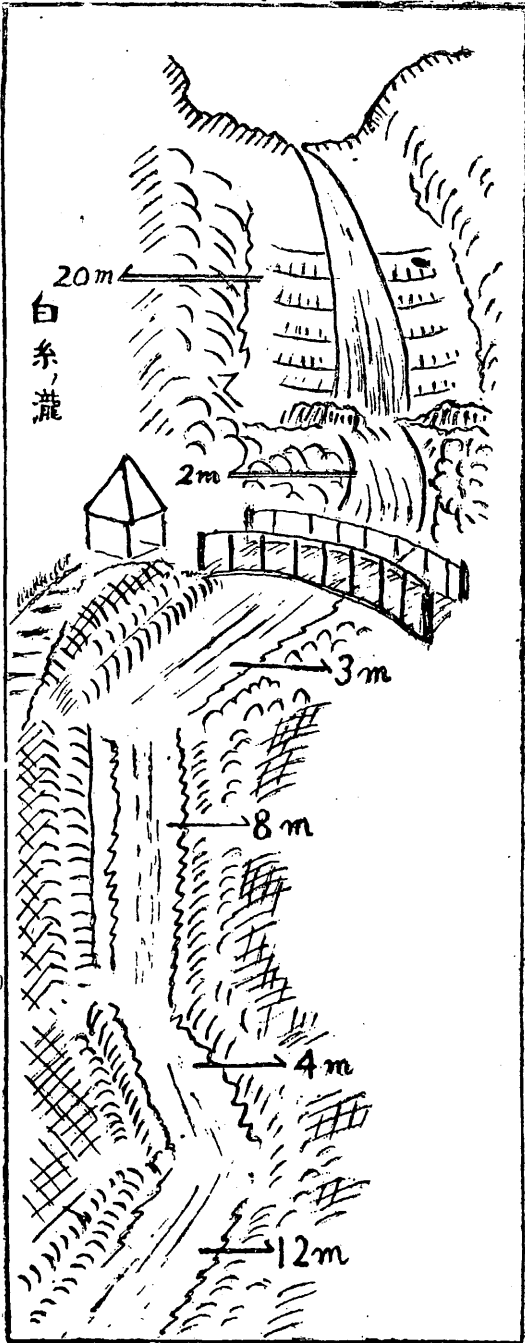
大瀑を俗に白糸瀑と呼ぶ。瀑は上下二段に分れ、實測に依ると高さ上段約二十米、下段三米、共に瀑幅九米、各々の下にはそれ／＼美しい瀑壺があり、其の何れもの幅約十二米、岩質は悉く花崗岩でそれに見事な板狀節理が入つてゐるので一見遠目には水成岩かの如く見える。花崗岩にも白緋色の極めて緻密質且つ板狀節理に富むものと稍々帶褐色粗粒性のものがある。瀑壁を作るものはその前者に屬する關係上瀑の侵蝕後退年齢も比較的長い譯である。又所によるとアプライトの貫入が見られる。上野焼はこれの風化した赤土を特用するのだと聞いた。

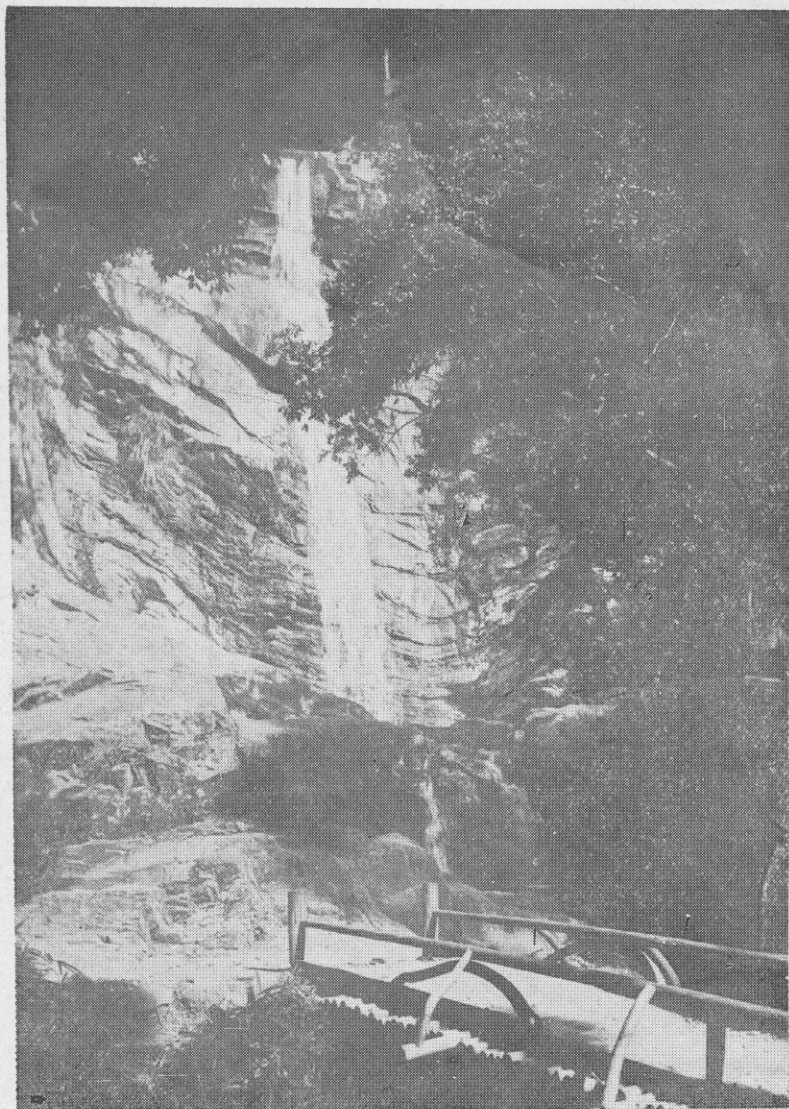
瀑の水量は福智鷹取山麓の三谷以上も集める關係上不斷に多く、殊に増水期には瀑幅一面となり、一昨年（昭和十一年）の如きは上の茶屋横の橋梁をも越え且つ瀑の兩翼に並び立つ不動尊をも押流した位である。

尙ほ橋下には、順次高さ三米、八米、四米、十二米と不連続的に子瀑孫瀑があつて、一大峽流をなし、縣下の偉觀である。

附近の兜岩は其の姿から名付けられたものであり、古瀧は節理に沿つて上落した跡の鏡肌面で、共に花崗岩の奇景である。其の邊からの遠望は亦雄大なもので、遠く若杉三郡古所馬見釋迦の諸山から英彦山鷹巢犬ヶ岳の連峯に至る迄悉く其の視野の中に收める事が出来る。

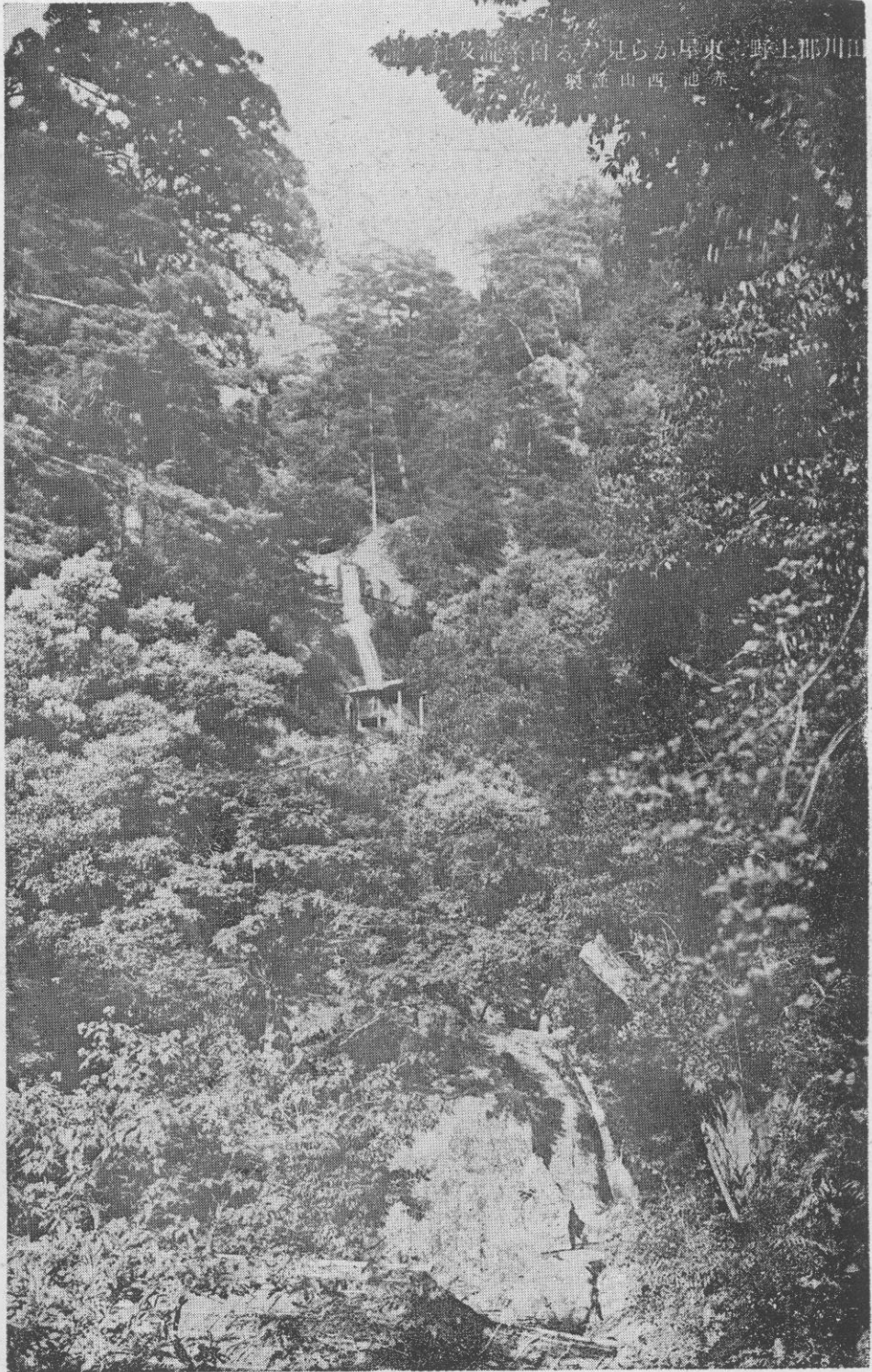
白糸瀑附近の見取圖





第 一 圖

白糸瀑の正面景、花崗岩の彎曲板狀節理に注意、又所々に柱狀節理の部分もあつて斷層狀の喰違ひさへ生じてゐる所が見える。



川上郡野上町厚東が原に見る白糸の滝
赤池山西山脈

第二圖 白糸瀑の遠望景



む望を瀧古らか屋茶見瀧 野上郡川田
梨雲山西池赤

第三圖 瀑の附近に在る花崗岩よりなる奇岩、節理面に沿つてこ落せる鏡肌面に注意、中央左上方松樹の間に見えるのが兜岩、福智への登山路は右方奇岩の上に出る。

豊前苅田のカルスト **Karst** 天然橋

調査委員

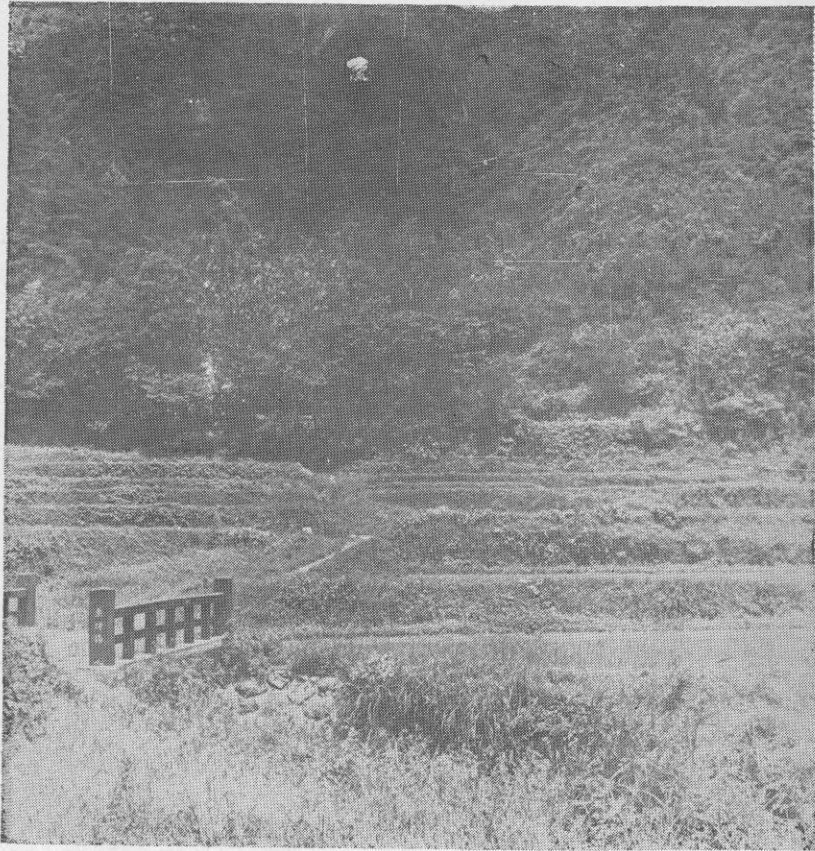
金

尾

宗

平

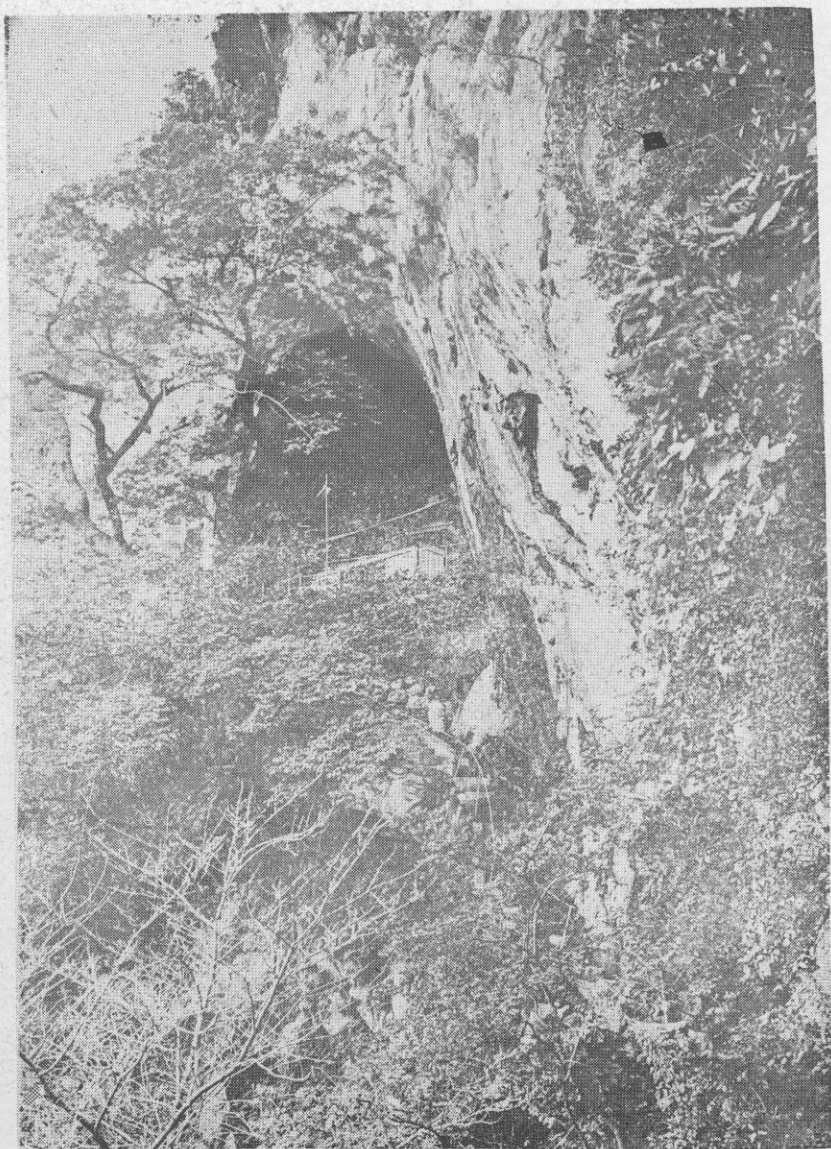
昭和十七年九月十九日下關要塞司令部檢閲濟



第一圖

第一カルスト天然橋の遠望、窓の向ふ側はドリーネの底に抜ける。

昭和十七年九月十九日下關要塞司令部檢閲済



第 二 圖

第一カルスト天然橋（薬師窟）に南面せる近景



昭和十七年九月十九日下關要塞司令部檢閲濟

第 三 圖

カルスト天然橋内に安置しある薬師如來の木像、行基の作と云ふ。こゝは由來小笠原侯の祈願所、元附近に在つた相國寺の奥の院と傳ふる靈場である。

豊前苅田のカルスト Karst 天然橋

調査委員 金 尾 宗 平

日豊線苅田驛から南西京都峠へ出る道を小流傳ひに上る事約三軒で、馬場内尾薬師窟(苅田町)と云ふ下に出る。此邊一帯は彼の有名な平尾カルスト台地に續く貫山塊東邊石灰岩地帯の一部である。

随つて見事なカルレン Karren もあればドリィネ Doline も在る。薬師窟とは、一大ドリィネの底ポノール Ponole とそれから曾て流れ出た伏流の作れる鍾乳洞とが一連となつた天然橋の内部を指した名勝で、そこには有名な薬師如來が安置されてゐる。然し窟と云つても所謂奥詰りの洞窟ではなく貫通してゐる岩窓で、天井は一大天然石橋となり窟内は崖からドリィネの底に通ずる大幅の道路である。

その一大トンネルの右側にもドリィネ底のポノールと僅かに通ずる位の狭い貫通窟がある。

要するに、此邊一帯は南面せる高さ幅共に三十米内外の露出石灰岩崖で、そこに大小二個のカルスト天然橋の奇景がある譯である。西方(向つて左手)の分は入口が馬蹄形をなし、下底の幅八米高さ平均七米最高所十一米長さ十六米で、北側に在るドリィネの底へつぎ抜ける。その出口

は橢圓形の下部を截つた形で、下底の幅約五米中程の幅六米高さ六米である。又東方の分は、入口に於て高さ七米幅六米の洞窟をなすも、中に入るに従つて漸次狭くなり磊々たる岩石を登つて辛うじてドリィネの底へ出られる程度のもので、現に少量ながら伏流がある。又何れの天井にも多數の鍾乳石が垂下し、中には一米に達するものもある。

通り抜けた所は同一の一大ドリィネ底で、底部は一面にテツラロツサの赤土で埋積された老年期の皿狀ドリィネである。直徑約四百米に及ぶ略圓形のもので、最底部は曾て耕地に利用されたらしく今は小松林となり、其の周邊には竹や雜木林や灌木が茂つてゐる。周圍の山壁や山頂にはカルレンが現はれ、殊に其の北西部のものは見事である。天然橋の在る側は最底の周壁をなして鞍部狀となる。

縣下には、相ノ島の鼻栗岩や山鹿の洞山などの如き海蝕天然橋や八女日向神溪の蹴洞岩の如き奇景はあつても、薬師窟の如き見事な石灰岩の溶蝕天然橋のあるのを聞かない。

此種のものでは、鍾乳洞の残骸で有名な、備後帝釋峽の神の橋（雌橋）や、備中阿哲の羅生門がある。地下資源の採掘にも、せめて薬師窟の奇勝だけは保存したいものである。

福岡縣史蹟名勝天然紀念物調査報告書 第十五輯

史蹟之部

- 本縣に於ける有栖川宮熾仁親王御事蹟……………調査委員 島田寅次郎……………(七)
- 浮羽郡千年村橘田寶滿宮の酒造石に就て……………調査委員 宮崎勇藏……………(三)
- 酒壺石調査覺書……………調査委員 木下龜城……………(五)

本縣に於ける有栖川宮熾仁親王御事蹟

調査委員 島田寅次郎

謹叙

有栖川宮熾仁親王殿下は明治四年七月を以つて遠く我が西海の僻地なる本縣に知事として御赴任遊されたり抑も我國王朝以後親王の京畿を離れて遠國の任務に服せられたるは南北朝兵亂の際を除きての外まだ嘗てこれあらず而して親王の御赴任は我が藩難の危局に際し親王の御威徳を藉るにあらざれば鎮壓し能はさるの已むを得ざるに出でたるは申す迄もなく且當時維新の後を承り政府は國民平等の主義の下に兵制稅制戸籍法の制定を始め通貨の劃一所有權の確定より風習を移し陋弊を改めんとしての施設を急ぎしが故に舊慣に泥み保守に狎れたる民習は驚異の眼を以て之を眺め不安の疑念を此間に挟み流言蜚語頻發の際親王は此間に處し泰然自若として簡易質實文化の模範を垂れ給ひ規則正しく獨身の御生活に日夕政務に執掌遊ばされ御風氣のため二三回御引籠あらせられたる外御勤務を缺かせられたる事なきは御日記を拜讀するものゝ感佩措く能はざる所なりとす親王は嘗て政府が官吏を異動するの頻繁なるを慨かせ給ひ親しく意見を陳述せんとて上京の許可を請願せられたる事あるは又以て縣政に心を傾け給ひし一端を伺ふに足れりと信す親王は御自筆の日記を誌し給ひ慶應四年二月十五日より明治二十八年一月八日の長年月に涉れりと承る現に高松宮家御藏版の親王日記及親王行實には當縣御在任中の御日常歴然として細大漏るゝ處なく其の行實中には事相明確にして聊かも修飾の痕なく明治歴史上の一等史料として尊重すべきは論なく本篇の如き之によりて餘澤を仰くを得たるは誠に光榮とする所願ふに當時親王に奉仕せし故老遺士殆んど死亡して當時の事を聞くに由なき今日に在りては眞に闇中の燈火にして欣仰に堪へざる所とす斯の如く本書は御日記を基とし行實を本として彙類し旁ら縣の公簿を蒐め其の御遺品を謹寫して以て編し得たるものとす本縣人にして参考すべき著作には江島茂逸の有栖川宮殿下御入藩始末實記

と奈良原至の福岡藩膺札事件始末と題するものあり就中奈良原至の編中一部を抄して附録とし以て参考
に資す。

昭和十一年二月

島田寅次郎

本縣に於ける有栖川宮熾仁親王御事蹟

目次

- 第一 熾仁親王御日誌抄明治四年七月より明治五年三月に至る
- 第二 親王福岡藩知事御宣下當時の事實 御赴任奉迎並に御參廳
附御警衛
- 第三 御在任中長官名稱の異同 縣政の分合 主要なる人事
- 第四 親王御居館の跡 崇福寺 新會所 福岡縣廳内
- 第五 敬神尊祖の御事蹟
御社參の神社名 大嘗祭奉幣使參向に付縣達 其他
- 第六 文武の御獎勵 文武の仕合講試御覽 外國語其他
- 第七 産業の御獎勵 地方産業の御視察 其他
- 第八 交通機關の設備 郵便電信
- 第九 親王の御家庭 妃御不幸
- 第十 大濠の御遊獵 御記念品
御染筆 淺香家 松浦家 白水山本兩家 有田家
- 第十一 多々良川の御漁と御斷髪 殘島の御狩獵
- 第十二 福岡に於ける献上品松離子御覽 花園の御開狀
- 第十三 其他の御染筆
-
- 福岡第一師範學校男子部の額面
香椎宮綾杉の碑
旌忠祠碑の題額面
大宰府址の碑篆の額
蜷城村長田千歳川鑿渠碑篆額
宇美神社御降誕地の碑題名
篠山神社鳥居額
同社内記念碑題名
- 第十四 有栖川宮熾仁親王再び御來縣の調査
軍旅途上の御駐營
勝立寺 福岡城二ノ丸 久留米明善堂
- 第十五 御染筆 明善堂の額 福岡第四十六部隊將校集會所の額
面
- 附 錄
- 福岡藩墮札事件始末抄 著者奈良原至

圖 版 目 次

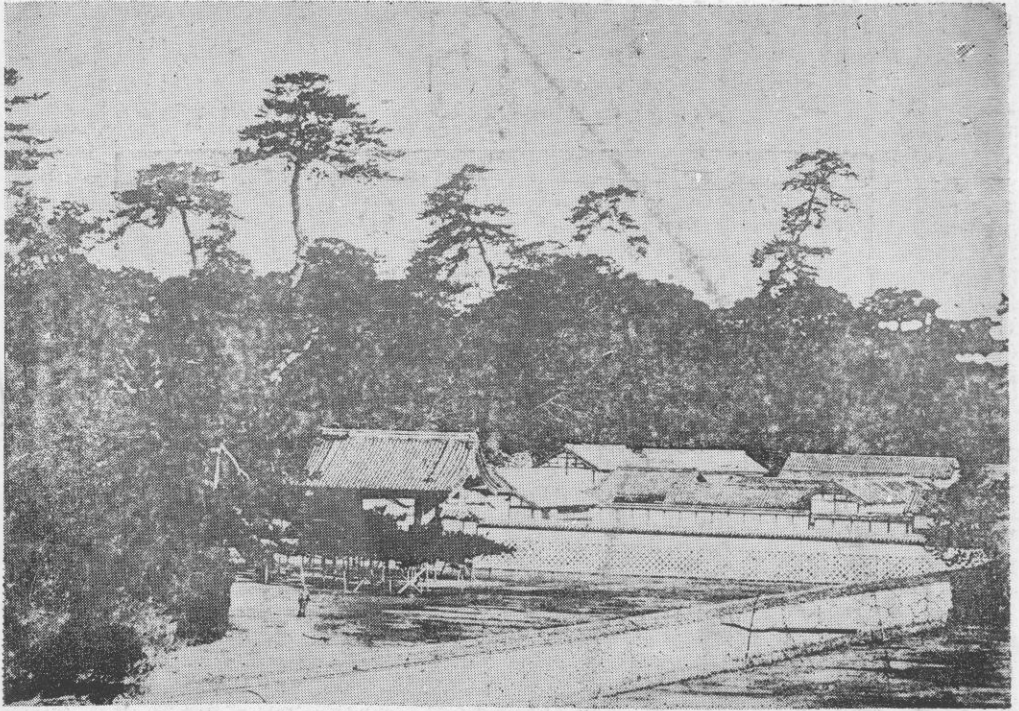
- 第一圖 有栖川宮熾仁親王（藩知事御在職當時の撮影）
- 第二圖 舊福岡縣廳御下屋敷玄關前面の門御下り松
- 第三圖 舊福岡縣廳御下屋敷跡の廢園
- 第四圖 福岡市橋口町勝立寺御居間と御使用の調度品
- 第五圖 福岡市橋口町勝立寺御居間前庭園の一部
- 第六圖 御染筆福岡第一師範學校男子部の額面
- 第七圖 御染筆香椎宮綾杉の碑
- 第八圖 御染筆福岡第四十六部隊將校集會所の額面
- 第九圖 御染筆淺香茂徳に賜はりしもの

- 第十圖 御染筆有田昌益に賜はりしもの
- 第十一圖 御染筆松浦至に賜はりしもの
- 第十二圖 御染筆白水興利に賜はりしもの
- 第十三圖 御染筆山本規古に賜はりしもの
- 第十四圖 献上の手焙（高取燒）の控
- 第十五圖 舊福岡縣廳と官殿下御館平面圖
- 第十六圖 舊福岡縣廳略圖
- 第十七圖 久留米明善堂平面圖

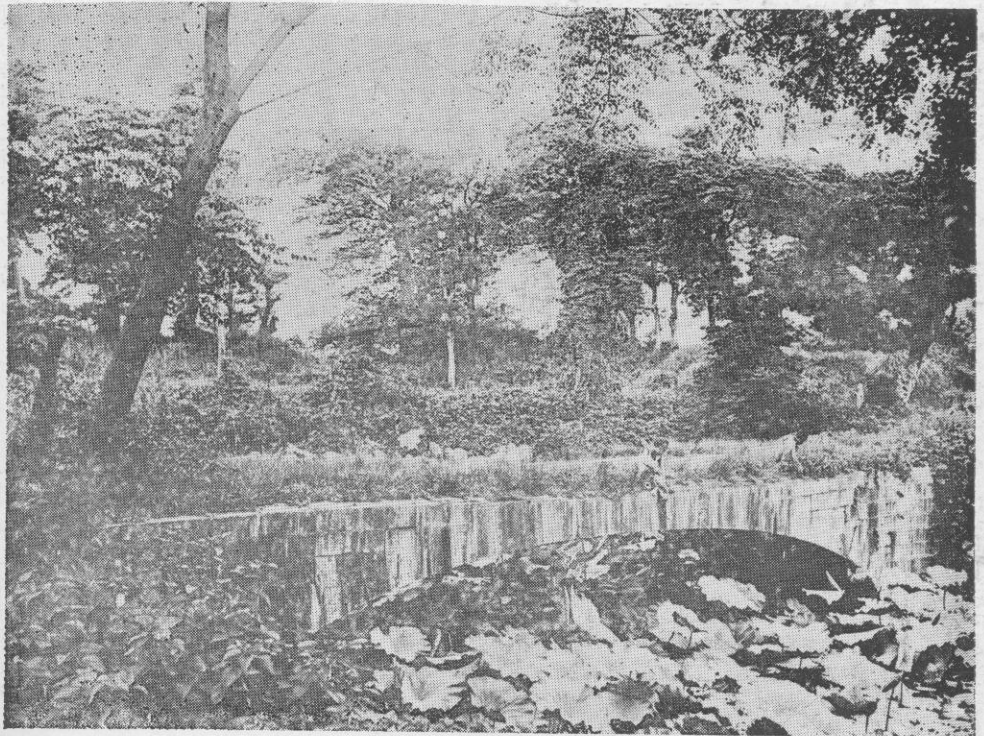


圖 一 第

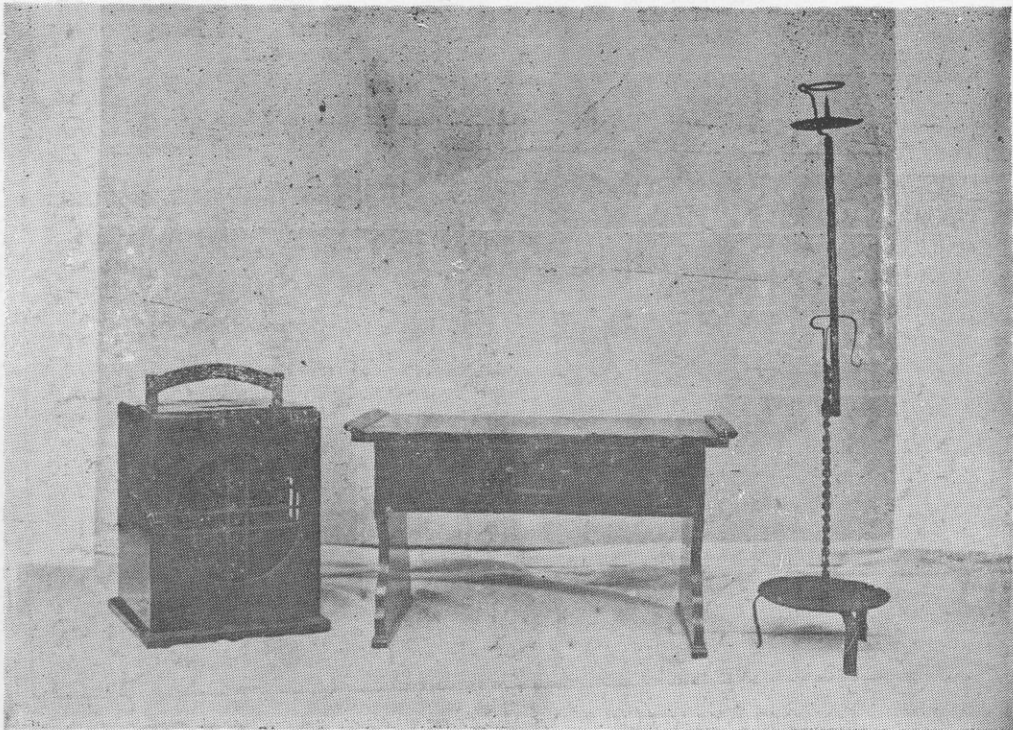
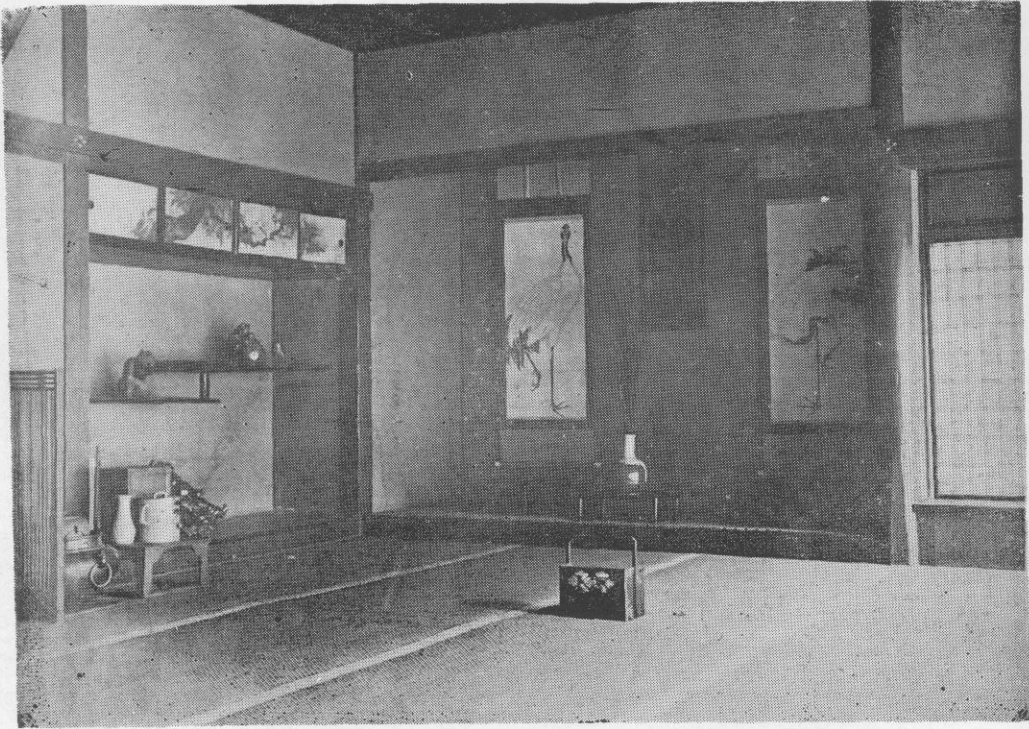
王親仁熾宮川栖有
(影撮の時當職在御事知藩)



松り下御門の面前關玄敷屋下御廳縣岡福舊 圖二第

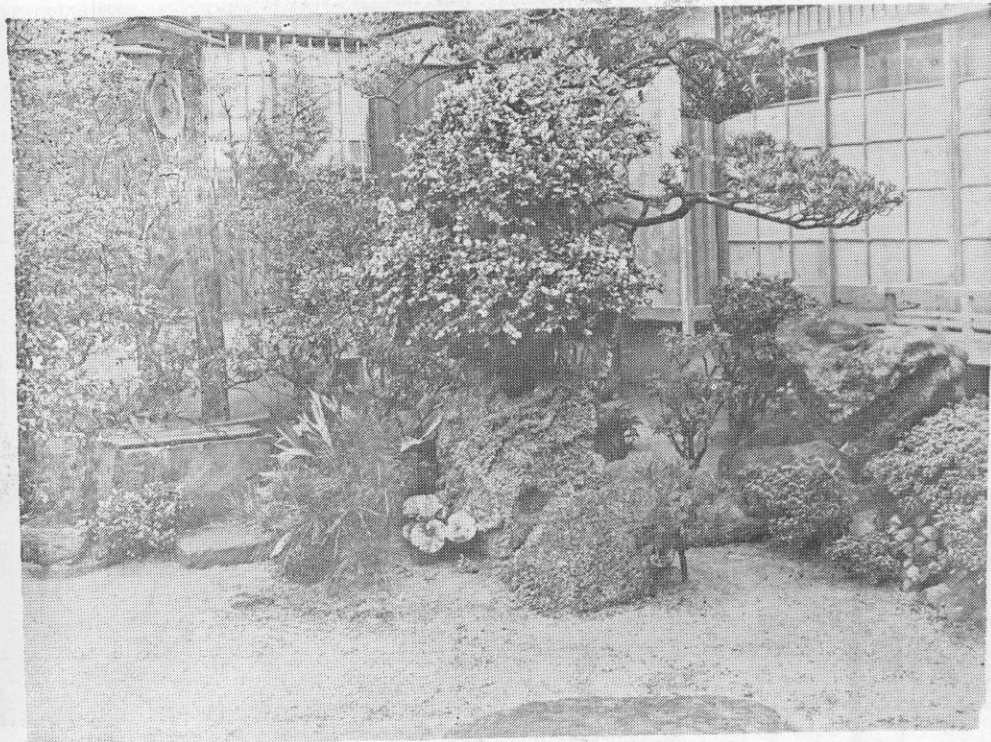


園廢の跡敷屋下御廳縣岡福舊 圖三第



燈行枕机小臺燭品度調の用使御と間居御の寺立勝町口橋市岡福

圖 四第

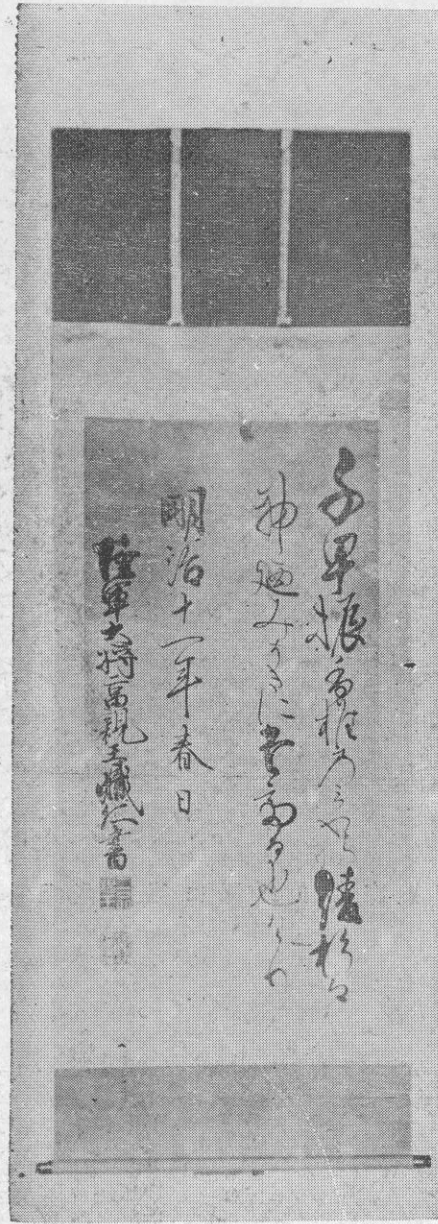


部一の園庭前間居御寺立勝町口橋市岡福 圖五第



面額の部子男校學範師一第岡福筆染御 圖六第

第七圖 御染筆香椎宮綾杉の碑文



子甲振高松久也陸松
神廻ふふにきふ也ふ

明治十一年春日

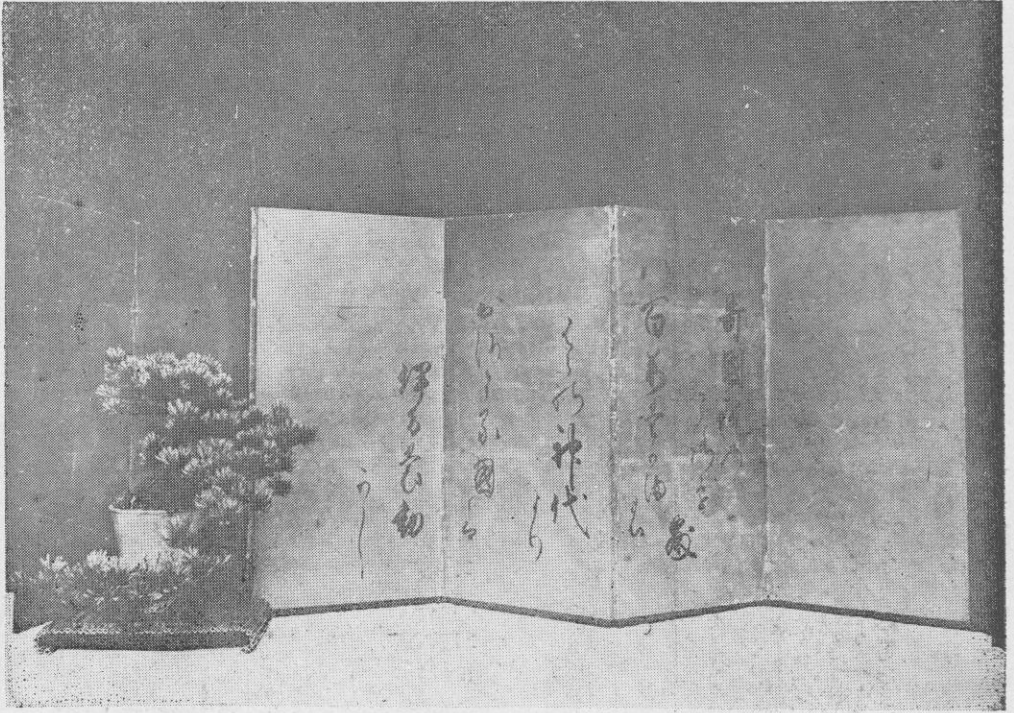
陸軍大将高松武久書



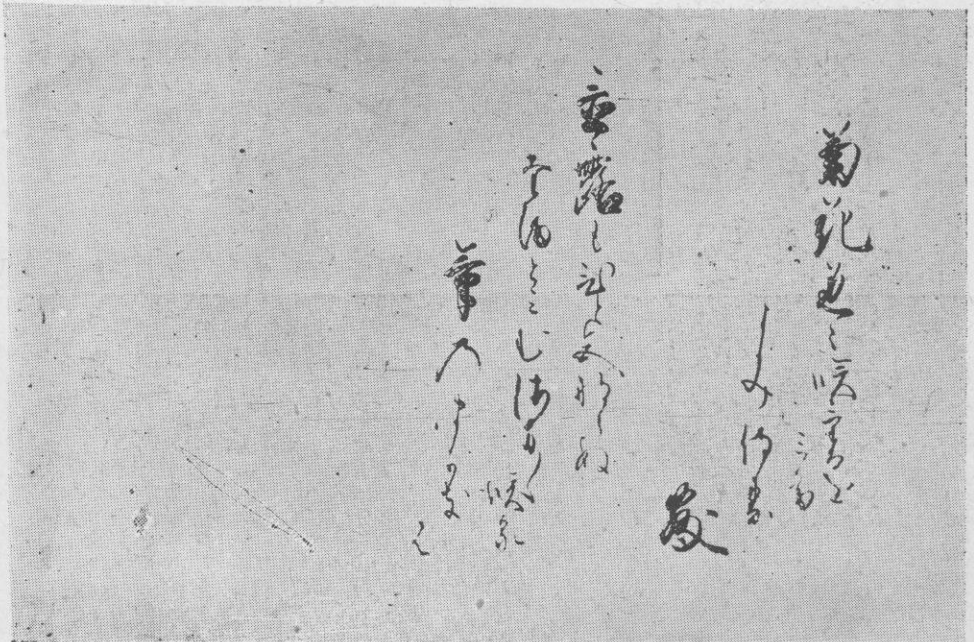
愛 繁 其 振

明治庚辰秋
熾仁書

面額の所會集校將隊部六十四第岡福 筆染御 圖八第



筆染御しりは賜に徳茂香淺 圖九第



筆染御しりは賜に益昌田有 圖十第

第十一圖 松浦至に賜はりし御染筆

寄日祝

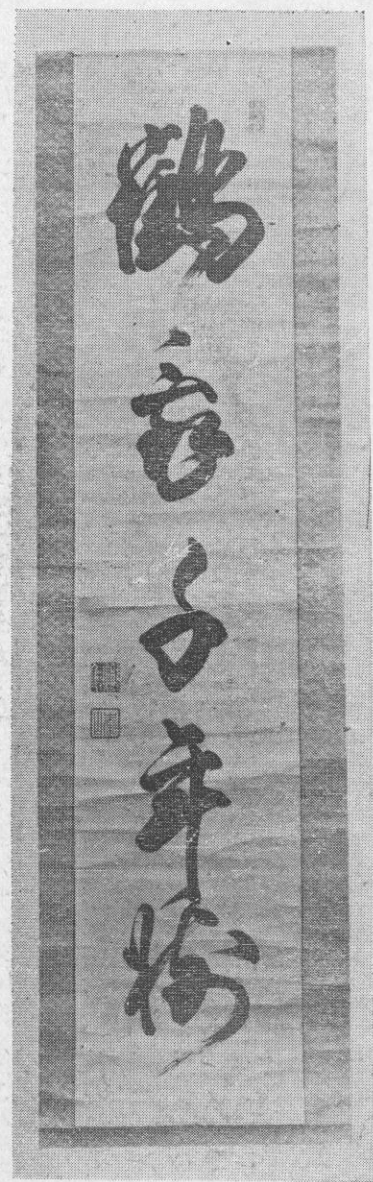
楳公

毛乃底の妙きもくうは照壽り
くみはくうの妙きもくうは照壽り



松浦至に賜はりし御染筆

第十二圖 白水興利に賜はりし御染筆



第十三圖 山本規古に賜はりし御染筆





控の(焼取高)焙手の上献 圖四十第

本縣に於ける有栖川宮熾仁親王御事蹟

調査委員 島田寅次郎

(一) 熾仁親王御日誌中ヨリ

明治四年辛未御歳三十七

七月二日 福岡藩知事宣下

同 三日 發程米國汽船ニテ横濱發

同 六日 神戸七日軍艦鳳翔ニ轉乘

同 十日 博多灣御着箱崎ニ御上陸崇福寺ニ入ラセラル

同 十一日 藩廳福岡城内ニ入り諸員ヲ引見セラル

同 十四日 下名島町新會所ニ移居セラル

同 十八日 覺、時計師中島町岡新地永野圓三郎

同 十九日 福岡藩士七名ニ警衛ヲ命ゼラル

同 二十一日 宮崎八幡宮ニ御參拜黒田別邸ニ晝食鎮臺兵ノ訓練ヲ一覽ノ上歸路荒津へ行向
臺場ヲ巡視セラル

同 二十三日 福岡縣知事更任ノ辭令到達ス(十五日付)

- 同二十五日 父宮幟仁親王致仕ニ付家事ヲ繼承シ給フ
- 同二十九日 愛宕山ニ社參西皿山高取燒所ニ立寄陶器御一覽
- 同三十日 松浦少參事ヨリ室見川ノ鮎到來
- 八月二日 藩吏等ニ令シ時事ニ關スル意見ヲ呈上セシム
- 同日 久留米縣ヨリ隊士不穩退出ノ者召捕方依頼シ來ル
- 同日 四日 大濠釣場ニテ漁獵
- 同日 五日 靈元天皇祭ニ付神酒洗米干魚等奉備
- 同日 六日 松浦少參事ヨリ雀八十羽到來
- 同日 九日 河田大亟福岡縣大參事ニ任ゼラル
- 同日 十日 御用濟ニ付長野、大江、佐伯、大木、月形、神代、明日蒼準丸出帆ニ付暇乞ニ來ル因テ錢別トシテ各金千疋ヲ贈ル(十七日乘込)
- 同日 十六日 同日妃宮へ書中博多餅寫眞等ヲ贈ラル
- 同日 十七日 大參事大音厚行辭表提出
- 同日 十八日 權大參事魚住明誠辭表提出
- 同日 十九日 笠城少參事ヨリ鹿股到來
- 同日 二十日 山田迂走傳信線掛申付
- 同日 二十一日 管内漁所四十四ヶ所
- 同日 二十二日 獵方池田作、手蓄ノ豚肉献上

同二十二日 松浦少參事ヨリ橋本川鯉到來

同 獵所ヨリ室見川ノ鱒献上

同二十三日 學校ニテ天安部兩流ノ劍術ヲ觀ル

同二十七日 一刀新影兩流ノ劍術ヲ觀ル

同二十八日 一刀流ノ劍術ヲ觀ル

同二十九日 抜心心當雙水執ノ各流體術ヲ觀ル

本月二十四日

風邪不參

同三十日 獵師ヨリ室見川ノ鮎献上

追加 同二十六日 黒田長知家令京極常樹來狀去ル十二日閉門御免ノ通知

同二十七日 大神茂平次祖母八十八歲祝餅到來

同 〃 高取山西皿山陶器花生出來ニ付相廻ル

九月一日 沐浴ニ際シ多々良川ニ打漁里正早川宅ニテ食ヲ畢へ薄暮歸館此日早川宅ニテ

斷髮ト相成ル

同 二日 退廳ヨリ友泉亭へ行向

同 三日 退廳ニ際シ學校へ行向皇漢洋三學講釋督聞等聽聞

同 四日 大參事矢野幸賢依願免官(四日代人へ辭令ヲ渡ス)

同 六日 騎馬香椎宮參、歸途博多織職白水長右衛門宅ノ博多織場、釜師柴藤善左工門宅ノ

釜鑄場等一覽隨行恬助、鼎九平太、家丁兩人

- 同 〃 林少參事ヨリ眞鶴到來
- 同 七日 管根武忠、杉山一成、東條長世、御用濟歸京、餞別トシテ各金千疋ヲ贈ル
- 同 十三日 會計懸ヨリ蓮根六把到來
- 同 〃 東京ニ於テ妃貞子ニ福岡移居費ヲ下賜セララル
- 同 十四日 警固宮神事ニ付休暇 櫛田宮へ御社參
- 同 〃 松岡新學校御用ニ付東京へ出張、英佛學教師四人斗雇入
- 同 十五日 八月二十八日布告舊部落ノ名稱廢セラレ自今平民同様トナル
- 同 十六日 有田昌益醫師ヨリ大輪菊花献上
- 同 十八日 笠城少參事、時枝大屬、浪華元藩邸取片付ニ付出張
- 同 〃 獵師ヨリ干鱈一籠献上、松浦少參事ヨリ相廻ル
- 同 〃 澄川大屬、松岡新御用ニ付東京出張、妃宮へ書狀并寫眞十八葉相托
- 同 十九日 午後第二時出馬、小戸、夫ヨリ姪濱塩場御膳立等一覽
- 同 二十日 船時計壹ヶ六兩一步二朱買入
- 同 〃 招魂祭今年ヨリ五月十五日九月二十五日祭日改定セララル
- 同 二十一日 松浦少參事ヨリ白鶴到來
- 同 〃 田川郡農民一揆發生ノ報アリ廿二日河田大參事、松浦少參事、高山外一名ヲ廿二日出張セシム
- 同 〃 モヘル二枚買入ル金九兩一步長崎ヨリ取寄

同二十二日 天長節ニ付參事以下拜賀畢テ御祝酒ノ上退廳同夜酒ヲ從臣ニ賜フ

退廳後宮崎八幡宮住吉宮警固大明神ニ參拜

同二十五日 今曉洲崎失火一時間ニテ鎮火二十九軒燒失ノ由旌忠祠祭事ニ付參詣此日河田

大參事等ノ報告ヲ聽ク

追加二十三日 田川郡百姓動搖ノ報告アリ

同二十七日 岩國權判事塩谷處福岡縣大參事ニ任ゼラル

二十二日付天長節ニ付諸官員ヘ下賜物品申來ル

同二十八日 英人三名殘島來着封縣時代黒田氏ヨリ遊獵差許サレ候ニ付今回該獵相催度旨

申來ル今回限り出格ヲ以テ指許サル應接掛久野喜藏

同二十九日 諸官員異同アリ

郡政掛松浦少參事

聽訟掛林少參事

刑法掛淺香少參事

同 三十日 今日ヨリ第九時出仕第三時退廳

明日移廳自今沓草履相用不苦旨布令ス今日轉廳

士族有田昌益ノ亭ニ菊花一覽ニ出行

十月一日 朝十時過出門堀川筋築近傍砂魚釣獵催臨機松浦淺香兩官邸ニ罷越夜第七時過

歸宅昨夕環瀛丸東京ヨリ歸ル出張ノ御用狀到着

同 二日 河田大參事亭ニ行向

同 四日 河田大參事御用有之東京へ出向ノ事縣下ノ情況及施設奏上ノタメ上京ノ許可ヲ請ハル

刑場 笞杖處決場 福岡札之辻、

絞斬獄内抱内、梟首由牌場 比惠川原、

福岡藩權大參事早川勇本官ヲ免ゼラル

同 六日 少參事松浦厚 林元式 淺香茂德 西島種美以上本官ヲ免ゼラル

同 八日 十三等出仕 庶務掛澤新吾(忍縣)

同 郡政掛中島桂之助

書記掛大屋宮太郎

郡政掛藤村規一郎

十四等出仕

聽訟掛大野廉一郎(越後)

史生

書記掛横田正義

十月十一日

朝第七時四分騎馬ニテ太宰府天滿宮へ參詣高辻亭ニテ休憩第四時歸宅

同 十七日 今日ヨリ朝九時出仕夕四時退出ト改定ス

妃宮不例佐藤侍醫ヨリ差出容体等到來

同 十九日 今日ヨリ城内ニ於テ朝八時晝十二時號砲執行

八代利征寫真持參面謁

同 二十日 曉三時微震

同 二十三日 淺香茂徳ヨリ前裁ノ柑二品到來

同 二十四日 朝五時出門姪濱ヨリ乗船渡島殘島狩獵相催鹿十八頭餘獵獲夕六時同所乗船福

岡船町へ着船夜八時歸邸矢付ノ分後日同島ヨリ相廻ル總計二十六獵獲

十月二十六日 午後第二時ヨリ徒歩ニテ宮崎八幡エ參拜

同 二十七日 縣政職制改正左ノ如シ

租稅 會計 土工 戶籍 庶務 司法

十一月一日 會計掛ヨリ築撥尾魚五十尾相廻ル

同 二日 笠城少參事時枝權大屬過般浪華へ出張ノ處御用濟昨夜歸縣

同 三日 笠城直道免官

同 四日 大濠築ノ鮒五尾到來

同 五日 福岡藩士族佐々木彦四郎等七名願ニヨリ隨從ヲ免セラレシニヨリ慰勞トシテ

一同へ各金拾五兩遣ス

同 七日 風氣ニ付不參

同 八日 不參

- 同 九日 來月十七日大嘗祭豐明節會行ハル ニヨリ全國一般諸神社ニ於テ相應ノ神事
執行衆庶一同可相祝旨通知來ル(十月ノ日付)
- 同 十一日 太宰府神社御參拜(妃宮病氣御祈願)
- 同 十二日 上京願ノ處御沙汰難_レ被_レ及_ニ願書_ニ御預_ノ旨申來ル
- 同 十四日 大嘗祭ニ付香椎宮太宰府宮奉幣使參向七時發行宰府着休憩ノ上社頭式次第内
見習禮
- 同 十五日 社頭奉幣ノ儀
- 同 十六日 宰府發雜餉隈小憩箱崎晝香椎神官武内公卿亭假館到着暫時休憩社頭習禮
- 同 十七日 社頭奉幣ノ儀
- 同 十八日 大嘗祭ニ付家職一同エ御酒肴遣ス
- 同 二十日 塩屋大參事宗像神社三所エ奉幣使トシテ參向ノ處風波ニ付渡海難相成ニ付神
港ニ滞在隨行吉村春樹歸着掛合有之依テ評議ノ上神港ニ於テ遙拜式不苦旨書
中及差圖
- 同 二十四日 此月十四日諸縣ノ廢置並ニ官制改正等ニヨリ福岡縣令ニ更任
- 同 二十五日 河田大參事本月十五日鳥取縣權令ニ轉任早川勇大分縣權參事拜命
靜岡縣士族水野千波當縣權參事拜命
- 同 二十六日 寫眞師呼寄
- 同 二十七日 秋月縣被廢ニ付元同縣大參事戸波靜衛打合セノタメ來ル

十二月四日 大木少參事長崎表ヨリらつかん一肢差越ス

同 五日 今般東京ヨリ長崎迄郵便通ス

本邸東京エ女中宛書中當地家扶ヨリ留守邸家職エ書數通并ニ太宰府守札、宮崎八幡宮守札、寫眞二葉等妃宮へ差出

同 十八日 八代利征ヨリ獵獲ノ鹿股到來

當縣官員兩士歸縣ニ付東京家職ヨリ書狀並ニ妃宮ヨリ海苔二箱到來容体同様ノ旨申來ル

十二日十三日十四日十五日風氣ニ付不參

同 十六日 松浦格彌、八代利征、笠城直通、淺香茂徳等寒中見舞ニ來ル(前後來リ伺フモノ多キモ略ス)

同 十九日 庶務課 聽訟課 租稅課 出納課ノ四課ニ改正並ニ判任官今日辭令ノ事

同 二十日 團平一郎、大木總一郎典事申付ル

同 二十一日 父宮ニ宛書狀並ニ鯨肉一桶發贈

同 二十二日 東京ヨリ御用便利到着 但郵便也

同 二十四日 香椎宮神官武内公卿來ル但畫讚頼持參也

同 二十五日 孝明天皇祭日ニ付神酒、洗米、干魚、玉串等、献備拜禮

同 二十六日 十二時過參廳但年内今日限り御用仕舞官邸點檢

同 二十八日 水野權參事御用談ニ入來

同二十九日 聽訟掛奥村貞伊萬里不穩ニ付出張ノ復命

明治五年壬申一月

一月一日 縣廳諸員ノ參賀ヲ受ク

早朝神拜ノ事第八時參廳拜賀判任以下受之御祝酒一同頂戴退廳

同 二日 吉書初ニ左ノ御歌

明治五かへり壬申といふとし筑紫

國にて春にあひければ

ひなにてもあふく恵にかはらしな

ひらけ行く世の春にあひつゝ

同 三日 宮崎八幡宮夫ヨリ鳥飼宮ニ參拜

同 五日 團典事ニ庶務聽認課 森脇權典事ニ租稅出納ノ分課申付

同 六日 歲德神獻燈ノ事

同 九日 故中川東三著一品宮書狀昆布氷豆腐等到來

同 十一日 西京へ幸便アリ一品宮へ年始狀并ニ寫眞三十六葉鯨腸等差贈

同 十三日 福井史生歸縣ニ付日誌并ニ新聞雜誌等到來

同 十四日 歲德神獻燈ノ事

同 十五日 松囃子ニ付第九時參廳當日祝ノ事

同 十七日 當管内伊万里縣地請取ノタメ官員兩名差遣ノ事

同 二十日 非常急使到達妃貞子ノ訃ヲ傳フ(本月九日午後十字三十分薨去)

御年二十三、二十九日東京ニテ品川東海寺後山ニ御埋葬

同 二十一日 假館ニテ其靈ヲ祭リ且二首ノ歌ヲ手向サセラル

同 二十二日 二十三日廿四日所勞不參

二十五日ヨリ參廳

同 二十四日 東京ヨリ本月日付稠宮ヨリ書狀妃宮ヨリ肴料海苔一箱到來

同 二十五日 故中津領管轄筑前國怡土郡深江村、長野村兩所當縣合併地所請取ノタメ官員兩名出張ノ所相濟候旨報告ス

同 二十七日 神奈川縣官吏十二等出仕池田直侯十三等出仕石田會一郎當縣租稅課へ出仕

同 二十八日 近々出張ニ付添申付

租稅小田勝興 庶務白水興利 庶務山本規古

二月 一日 ヨリ二十三日迄各郡村御巡視ニ付別紙ニ記入ス

同 二十三日 朝宮浦ヨリ渡海今宿晝休、早良郡姪濱、西新町小憩夕四時過無滯歸館、不在中東歸聽許ノ達アリ

同 二十四日 不參

同 二十五日 兩市中人民ニ花園見物差許ニ付群集歡樂ノ体一覽ノ事

同 二十六日 蒼隼丸艦出帆ニ付東京ニ荷物差立、元隨從佐々木彦四郎始七名ヨリ、人力車三挺到來

同二十九日 福博兩市中巡回戸長町役ニ告諭并ニ老人善行者ニ酒肴遣ス事

東上ニ付支度夫々左ノ通渡ル事

八百五十二兩貳步錢壹貫七百九十二文

同上ニ付月給三ヶ月分

金七百五十圓受取

同 三十日 去辛未七月以來縣政度々改正ニヨリ且今般新治縣制御創立ノ際一同勉勵盡力

候段殊勝ノ至ニ付別紙目錄ノ通相與候事

壬申二月

右ノ通リ官員夫々ニ相與ル事

同 三十日 東上ニ付縣下ニ告諭 別紙ニ寫ス

追加 二月十六日 東京ヨリ書狀着正月二十九日葬祭相濟候旨通知自分上京願書差出相濟旨通知

三月一日 朝九時過發水野權參事以下爲見立入來滿珠丸へ乘艇午後四字十三分揚錠夜十

一時馬關着

同 二日 六時過馬關上陸硯海樓ニテ朝食十一時二十八分揚錠夜室津碇泊

同 三日 室津發錨

同 四日 朝五時神戸上陸

同 十八日 入京歸邸

同 二十二日 參内復命

同二十六日 故妃宮墓所御參詣

四月 四日 父宮穗宮著京ニ付御宿所御訪問

同日 五日 福岡縣令ヲ免ゼラレ物ヲ賜フ

(二) 有栖川宮熾仁親王殿下當縣御在勤當時の調査

親王福岡藩知事御宣下當時の事情

明治四年七月御召により親王參向せられしに大廣間二之間に於て福岡藩知事に任ずる旨の宣下あり御請の後御餞別として御文書入の御品を下賜せらる

此の頃幕末に於ける各藩は財政の窮乏救濟策として盛に賈貨の製造を行ひたる事實あり是がため外國貿易に重大な影響あるにより外國使臣等は之が取締につき強硬なる抗議申込により政府之を嚴禁したるがこの政策の犠牲に供せられたるが提封五拾貳萬石の福岡藩にて其の發覺は明治二年八月にて責任者たる大參事以下數名は四年七月斬に處せられ藩知事黒田長知も其職を免せられ且閉門を命ぜらる斯の如き峻嚴なる裁斷は前後殆ど類例なく全く新政府の勢威を示し斷乎として犯すべからざる判決の實例を公示せしに外ならず

舊藩主の閉門免官を聞きて藩士の驚愕一方ならず悲憤の餘居城の他藩士に掌らるゝ事あらむか一同城を枕に討死するの外なしと公言するものさへあり民心の動搖殊に甚し是に於て皇族中威望の重き親王を藩知事に懇望せしに親王其事情を察し進で上任せらるゝ事とな

り急に其地に臨まるゝ事となりたりと云ふ

以上全文高松宮家御出版の熾仁親王行實卷上より抄録す

親王の御赴任

七月三日親王御輕装にて御發程午後四時横濱高島樓に御投宿家扶松浦孝顯家從大澤鼎吉田一八并家丁二名の外新任の民部大亟河田景與隨行し民部省より菅浪庶務大佑氏忠并に史生三名大江佐伯大木三名八月十六日御用濟にて歸歸京大藏省より杉山監督大佑一成東條大令史長世九月六日御用濟歸京をして隨從せしむ

七月四日米國汽船にて六日神戸着軍艦鳳翔に御轉乘艦長海軍大尉福島正典九日筑前大島に着假泊翌七月十日正午博多灣入港端艇にて宮崎八幡宮海岸に御上陸次て千代松原なる崇福寺に入らせらる警衛のため佐賀藩より派遣せし鎮台分營大隊長田村某以下に謁を賜ふ奉迎并に御參廳

隨從せし河田大參事は藩の當事者に至急出頭方を命したるにより藩より大參事黒田醒翁[△]黒田山城増熊矢野梅菴[△]矢野相模幸賢少參事松浦格彌淺香茂徳西島種美林元武等時を移さず崇福寺に祇候せしかば親王着任の旨を傳へ藩内動搖を鎮撫すべき事を嚴達せり

當時の福岡縣廳は福岡城内に在りて黒田氏の御下屋敷(今の城内練兵場)と稱する所にあり七月十一日親王は御定紋付黒緞羽織に萌黄茶苧の袴を召し葦山笠を戴き馬に跨り佐賀藩兵に警固せられて悠々著廳の上松浦少參事の先導にて直に大廣間に著床あり河田大參事等其の左右に侍立して有栖川宮殿下なるを宣し藩政を御主宰あらせられる事なれば卿等は宜し

く其命を遵奉すべしと口達あり此の際召出されし福岡の隊長及兵士の大半は戊辰の役に大總督宮の麾下として親王の御手容を景仰せしものなれば一同恭順の意を表し命を拜すべき旨を誓ひたり次で親王の政廳に入らせられ大參事以下諸員に謁を賜ひて朝旨を宣し且つ左の御沙汰を達せらる

今般當廳官員從前の通り奉職被仰出候條各朝旨を奉體し互に同心戮力職務勉勵可致事

辛未七月福岡藩知事二品熾仁親王

今般民部大藏兩省官吏出張有之候間諸事用談用向取扱可申事

辛未七月福岡藩知事二品熾仁親王

今般貨幣偽造之儀御所裁被仰出故知事黒田長知本官被免に付家族取纏私邸に移轉可致事
右之趣至急所置候様家扶家從に可相達事

前 同 文

今般御都合有之兵隊解除相成候條此段相達候事

(附) 御警衛の件

御赴任の際より佐賀藩の鎮台兵士が警衛に充てられしが同兵士は佐賀藩の合印を左腕に巻き藩の隊旗を擁して博多の寺院に營舎して福岡城を警固するは福岡隊士に不快の感を生ぜしめ事故を挑發するの恐あるより松浦少參事等は御親兵とは申ながら同兵士を煩はす事の不可なるを訴へしかば直に御許容ありて七月十九日に佐賀鎮台の警衛を解き福岡より七名の士族を撰抜して家從の名義にて其任務を命ぜらるゝ事となり物情初めて安きに至れり

七名は

佐々木彦四郎、桑野乾太郎、徳末楯夫、明石行雄、鎌田九平太、井上敬太郎、村山慎三郎
 爾後十一月五日に至り願により隨従を免せられしかば慰勞として各金拾五兩を賜へり
 附言御赴任の際藩情不安の狀は附録として編末に載せる奈良原至の記事參照を要す當時
 親王の御威徳はよく此の危機を解消せし事を首肯し得べし

(三) 御在任中縣知事の異同縣政の分合人事の主要なる記事

七月十二日午前八時より御參廳藩事を視させらる

當時の縣の財産

稟米高辛未七月朔日改大音印(大參事)
松油印(少參事)

一米拾壹萬八千百九拾九俵

内

- 七萬三千百六拾六俵 福岡倉圍
- 壹萬九千百八拾壹俵 若松倉圍
- 壹萬參千參百八拾參俵 大行事倉圍
- 壹萬千六百六拾九俵 横濱倉圍
- 少參事西島種美 同笠城直道

權大屬小田勝興 同時枝明信

準十二等出仕富來友諒 同長谷川正綱(以下略ス)

金錢現在高 辛未七月十日改印前に改同

一金四萬參千八百四拾八兩壹步

一銀預四萬七百拾七兩

一正金壹萬千九百四拾貳兩貳步參朱

一錢五千七百八拾貫百拾參文

一正銀貳拾五貫六百六拾六匁七分五厘

別備

少參事西島種美以下同前

編者云藩時福岡港町に長倉あり士族以下に頒つべき貢米を貯ふ又遠賀鞍手嘉穂地方の貢米は遠賀川によりて若松の藤木に新倉ありて之を貯ふ更に糸島地方の貢米は今宿村横濱の倉庫に貯藏せり此の若松横濱の貯藏米は御用船により大阪に運漕し鹿島鴻池等の豪商により通貨と換算せらる次に大行事の倉庫は朝倉方面の貢米を貯へ日田商人との融通をなせしものなるべし

七月二十三日大政官よりの辭令(十五日付)到着し 親王の福岡藩知事を免し改めて福岡縣知事に任ずる旨宣下あり

此の時列藩悉く廢止悉く縣となり各藩知事(從來の藩主)を東京の御前に召され其職を解かしめ

らる

八月二日言路を開くため時事に關する意見を各部局より提出せしめらる

本藩には目安箱を廳前に掲げ一般民衆の投書を許し政治の得失につき意見を申告する事を許されしが親王の時は福岡城下の橋に此箱を掲げありたり十一月に至り目安箱に若入候諸願建白之類採用の有無は同所に張紙致候條若入る日より第三八の日同所へ一見に可罷出候事と郡市へ無漏達せられたる事あり

八月十六日宮に隨行の史生佐伯大木御用濟に付歸東又菅浪杉山東條等九月六日に御用濟歸東す

八月十七日大參事大音厚行十八日權大參事魚住明誠辭表提出九月五日大參事矢野幸賢依頼免官何れも藩時より重臣

九月二十七日岩國藩權大參事塩谷處任福岡縣大參事

九月二十九日松浦少參事郡政掛分課林少參事聽訟掛分課淺香少參事刑法掛分課申付らる
九月三十日より第九時出仕午後三字退廳となる

同日移廳に付自今沓草履相用不苦事

(此日宮殿下は御下屋敷へ御移轉同時に縣廳内にありし疊敷も大部撤去せられたりと見ゆ
十月一日夕環瀛丸東京より歸る御用狀到着

(環瀛丸は蒼瀛丸と共に藩の御用船汽關備付あり此の時も御用船なり)

十月四日河田大參事上京を命ぜらる後十一月二十五日鳥取縣權令に任せらる同十月四日

早川勇權大參事免官後十一月二十五日大分縣權參事に任ぜらる

十月四日縣下の狀況及前途の施政につき奏上せんとて東上の義を稟請せらる十一月五日付にて上京願御沙汰に及ばせられ難き旨申來る

縣官の轉動多きに對し御意見ありしやう漏れ承る

十月六日少參事松浦厚、同林元武、同淺香茂徳、同西島種美免本官同笠城直道は十一月三日免官笠城は大阪御用邸に出張歸廳の翌日免官

十月八日塩谷大參事大木少參事交職命ぜらる

十三等出仕澤新吾庶務掛

全中島桂之助郡政掛

全大屋宮太郎書記掛

同藤村規一郎郡政掛

十四等出仕大野廉一郎聽訟掛

同史生横田正義書記掛

當時の刑場

笞杖處決場ハ福岡札之辻

絞罪ハ獄内抱内

梟首犯由牌場、ハ比惠川原

十月十九日今日より於城内乾八時時號砲執行

十月二十七日縣政職制改正せられ租稅會計土工戶籍庶務司法に分課せらる

十一月大嘗祭に付太宰府香椎兩宮に奉幣使として參向同二十日塩谷大參事宗像三社へ奉幣
出向

十一月二十五日諸縣の配置并に官制改正により知事有栖川宮福岡縣令に任ぜらる秋月縣は
福岡縣に併合靜岡縣水野千波本縣權參事に任ぜらる

十一月二十七日秋月縣大參事戸波靜衛打合せのため福岡に來る

十二月五日東京長崎間郵便初て開通本縣にては十二月二十四日東京より御用郵便到着す

十二月十九日職制を庶務聽訟租稅出納の四課に改正す

十二月二十日團平一郎大木總一郎典事拜命

明治五年

一月五日庶務聽訟は團典事 租稅出納は森脇權典事に分課申付らる

同十三日福井史生歸縣日誌并に新聞雜誌到着左の通り東京表より差越來候條披見相望候向
には日誌掛り及引合拜借可致候也

大政官日誌第六十四號より八十號迄

新聞雜誌第一號より十六號迄

右拜借に出る分四部

辛未十二月 本廳

四年末より太政官日誌及新聞雜誌は閱覽せしと見ゆ

同十六日管内舊中津領一萬八千石地所受取のため官員出張

右は筑前國怡土郡深江、長野方面本縣合併に付諸事受取に出行したるものにして合計一萬八千石三十二ヶ村一月二十五日受取濟

一月十七日管内伊万里縣地所受取のため官員兩名出張

同二十七日神奈川縣官員十二等出仕池田直侯十三等出仕石田曾一郎當縣租稅課え出任す各郡村御巡視御日誌を寫す

二月四日管内巡視に付朝八時發途箱崎、多々良、濱男、下和白、下店、新宮浦晝休、古賀宿泊之事、隨從團典事、小田勝興、租稅白水興利、庶務山本規、古同上捕亡手二人、家從中川東三、大澤鼎等也於晝休所老人並八十八歲四人八十以上の老人等善行之者に酒肴戶長太里正等に告諭、達の事

二月五日朝七時過發馬、津屋崎、勝浦田島晝休 吉田、池田、垂水越 遠賀郡内浦手野、三吉、吉木宿於田島村八十八歲祝壽并に老人孝心節義の者へ酒肴戶長副戶長大里正え告諭の事

二月六日朝七時吉木發馬、黒山、糠塚小休、芦屋晝休老人祝壽善行の者賞譽、戶長庄屋告諭畢て乗船江川下り藤木宿泊、晝同斷施行の事凡六里、夕五時過地震の事

二月七日朝第八時藤木發馬、修多羅、若松晝休、渡船、中島石炭檢分、兩乘船、戶畑、枝光村小休、尾倉、藤田、前田、黒崎宿泊の事凡四里餘老人善行者共酒肴前日同斷の事

二月八日朝八時過黒崎發馬、陣ノ原小憩、本城折尾、吉田晝休切貫通船あり、岩瀬、中間宿泊の事八十八歲祝壽并に長壽の者酒肴善行者孝心農業出精者同斷、戶長里正等え告諭前日同斷の事

事、八十八歳三名

二月九日朝五時中間發馬、香月、楠橋、木屋ノ瀬、小憩、感田、頓野、下境、土境、畫岡、森井田一見、中原、御徳、石炭堀場所一覽、勢田、小休、鯨田、幸袋、片島、飯塚、宿泊、夕五時過着の事、八十八歳祝壽者善行出精者夫々施行前日同斷の事、八十八歳一人

二月十日朝六時過飯塚發馬、在住、士族、山崎、某え立寄、山野村、小憩、大隈町、晝休、桑野、小憩、小石原、宿泊の事、但桑野より小石原、山越道難所也、於大隈町晝所夫々施行前日同斷也、八十八歳一人
二月十一日朝八時小石原發駕、山中大杉多分あり、鼓晝、寶珠山、赤谷、松末、星丸、小休、林田、穗坂、池田、宿泊の事、小石原、杉林にツマヲシキと云獸生住す、是は躰かと勘考す、施行手數如前日、秋月出張所、官員等罷出之事、八十八歳一名

二月十二日朝七時過池田發途、千年川下船、此川にて鯉取見る、久喜宮、山田、晝休、井手二ヶ所あり、古毛、上寺、長田、宿泊の事、惠養并告諭如前日

二月十三日朝七時過長田發馬、金丸、小休、一ツ木、來春、甘木、晝休、秋月舊會所え着泊の事、江藤、良一、己下出張の官員罷出候事、水野、權參事より書面到來の事

二月十四日雨第十二時出張、所え參入廳中事務取計畢て、非役士族面會の事、士族卒長別席に於て教諭の事

八十八歳祝壽老人、惠養善行産業出精の者等施行前日同斷の事故、大參事己下呼寄面會之事

二月十五日朝七時過秋月會所發馬、彌永、阿彌陀ヶ峰、五穀神社にて小休、當所、長者町、松延、篠隈

石櫃村畫休、二村御笠郡鞭掛、針摺町石崎二日市宰府著宿、戸長大里正え告諭八十八歳以上善行者等え酒肴施行如前日、西高辻亭止宿ニ付從主人二品到來、松大路、城原兩名社總代宮小路等夫々罷出候事

二月十六日朝七時半宰府發馬、炭燒村、宇美八幡宮あり畫休、田富、志免、南里、別府小休、吉塚博多歸館の事

團典事已下面會之事

從東京書狀到來、自分上京願書、東京大橋取計にて正院え差出相成候趣等、巨細申來ル事

二月十七日從當夜蚊帳相用の事、蚊出現夥し

二月十八日朝八時發馬、那珂郡春吉村住吉、東光寺、諸岡畫休、横手、老司、片繩、屋形原、早良郡檜原片江、野芥止宿の事、戸長大里正以下え諭達八十八歳祝壽老人並善行孝心産業出精の者え酒肴遣等、渾て前件同様之事、八十八歳五人

二月十九日朝八時過野芥發馬、田村、金武畫、是より乘駕、怡土郡飯場小休、王丸、西堂、井原、香力止宿の事、長壽者善行孝心農事出精者夫々施行あり、八十八歳一人

二月二十日朝八時香力發駕、本村、東村小休、深江畫、佐波、大入、福井、吉井止宿の事、如前日、八十八歳一人

二月二十一日朝八時吉井發、福井、大入、左波、深江小憩、松末、田中、神在、加布里畫休、岩本、赤坂、荻浦、志摩郡前原、邊田、新開、抱分久我止宿、施行渾て如前日

二月二十二日朝八時久我發駕、貝塚、小金丸、海邊小休、野北畫休、當所牧馬あり故に農家に子馬夥

し、櫻井小休、小田村宮浦海邊也止宿の事、施行如前日

二月二十三日朝七時過宮浦より渡海、今宿晝休、早良郡西新町小休、夕四時過無滯歸宅の事

施行如前日

二十六日追加

二月二十九日福博兩市中巡回戸町役え告諭并ニ老人善行者え酒肴遣の事

二月三十日二十三日歸宅の節東歸許可の達を得たるにより東上に付縣下え左の告諭をなす

(本書は白水家にあるものを轉寫す)

熾仁辱クモ縣令ノ重任ヲ負戴シ謹テ 朝旨ヲ遵奉シ漸クニ各官ノ力ヲ假リ其職ヲ保守シ維新無窮ノ萬部ノ一ヲ竭ス處幸ナル哉官員舉テ勵精シ毛頭舉動ナク公事一ニ歸シ且縣治ノ條則新律實効忽チ將ニ舉ラントス 皇猷隆張シ深感佩誰カ仰キ奉ラサラン折柄予久ク不奉六規 天機御時宜如何ト上京伺願候處願之通御許容ニ相成所畏候就テハ頃日管内廻郡風土地脉封民ノ疾苦親シク令巡察候處 天朝ノ御主意ヲ體認シ人氣諄朴ニ居令靜穩ノ姿様相看ヘ當國內ノ形態懇ニ可遂 奏聞心得ナリ然トイヘドモ民情固頑ニシテ世勢ノ變遷ヲ變知セザルヨリ動モスレバ無痕ノ浮説ニ惑泥候者モ往々有之哉ニ推考セシメ萬一教諭ノ廉ヲ取失ヒ候様ノ儀有之ニ於テハ今般 奏聞ノ條件モ僞言ト相成左様時ハ實以恐入候條下民末々ニ至ルマデ聊心得違無之様令教示置ヘキ者也

壬申二月 熾仁

同日左の賞狀を添へて各官吏へ渡さる

去辛未七月以來縣政度々之改正あり且今般新治縣制御創立之際一同勉勵盡力候段殊勝之至リニ付別紙目錄之通相與候事

壬申二月

三月一日滿珠丸ニ御乘艇午後四時十三分揚錠

追 加

二月二十六日蒼隼丸出帆ニ付東京え荷物差立の事

元隨從佐々木彦四郎始七名ヨリ人力車三挺到來

(四) 親王御居館の跡

親王は明治四年七月二日福岡藩知事の宣下を受けて七月十日今の福岡市千代町の崇福寺に入らせられ尋て七月十四日に福岡市下名島町新會所(今は市店軒を並ぶ)に御引移遊ばされ次て九月三十日に福岡城内にありし縣廳の構内に御移轉あり翌明治五年三月一日を以て此邸より御上京の途に上らせられ四月五日付福岡縣令を免せられ給へり故に御居館は

千代松原の崇福寺

下名島町の新會所

福岡城縣廳の構内

の三ヶ所なり而して三ヶ所共當時の御成所は改築又は解き崩されて其跡を留めず今其消息を語らんに崇福寺は舊藩黒田長政が往古太宰府にありし廢寺を千代松原白砂清淨の地に再興して黒田家の結縁寺と定めたる禪寺として境内極めて宏莊なりしが御成書院(親王御居間の稱)は明治廿九年先住玄外和尚入山の翌年白蟻の害に罹りしたため取崩して現在の書院と改築したれば當時の御居間を偲ふに由なし

下名島町の新會所は藩の御用邸なるも其創築の年月詳かならず後支藩秋月侯五万石が福岡に來泊せりにし際の御用邸に假用せらるゝ事多きより世に甲斐様(秋月侯の通稱)御屋敷の稱あり同地故老の語る所によれば前に長屋門あり邸内は二十疊十疊其他狭き間取四五室ありて極めて質素なる建物なり庭に大なる櫻樹ありて裏は材木町に通したりと同町劉家に保存しある帳によれば新會所表口二十二間五尺三寸八分(舊時六尺三寸間)とあり現在の下名島町六十四番地より西方許斐小路附近に至る地所なるも商店相櫛比して全く舊觀を留めず(現時)

河野金物店より西方二十二間五尺三寸六分三寸間」の地

故老の語る所によれば宮殿下は當時縣廳より新調せし人力車三挺により毎日此の車に召されて往復せられたるが三人の内一人は長き鬚髯を垂れたる人なりしと云ふ殿下の御車は彫刻を施しある見事のものにて袴羽織を召され御頭にはナポレオン帽を戴き遊ばされし様記憶すると申せり(上名島町長尾淺次郎七十餘の老人昨年死亡す)
(長き鬚髯を垂れたる人は河田景與氏に相違なし寫眞ありしも目下紛失して見るを得ず)

縣廳内の御居館は藩時御下屋敷と稱し藩主代々の居邸の所在にして當時黒田家は其一部を使用して住せられたるものなるが黒田老公は七月十八日家族と共に下屋敷を引拂はれ七

月廿四日福岡城地は一切授受相了り八月廿三日上京の途に上られたれば親王は九月一日此城内に御移轉遊ばされ御歸京迄此の邸内に御起居遊ばさる今當時の縣廳并ニ親王御邸の平面圖を記して參照に資す但し親王御歸京後此御邸は全部解き崩す事となり尋て縣廳も他に移轉(現在天神町因幡町ノ地)して全く湮滅に歸し今は城内練兵場の一部となりて荒煙咽ふ廣野と變せり親王御居館は當時の成規により縣にて保存し得ざる故已むを得ず取崩さると云ふ

(五) 敬神崇祖の御事蹟

親王は殊に神祇を敬ひ祖宗の神靈に對して崇敬の誠を盡させ給へるは御在任中の御日誌を拜すれば

明治四年七月二十二日御乗馬にて宮崎八幡宮御社參

七月二十九日河田、松浦、林等の諸員を率ゐて愛宕山に御社參

八月六日靈元天皇の御祭日に付資饌を具して遙拜の式を擧げさせ給ふ

九月六日松浦大澤等五名を隨へ香椎宮へ御社參

九月十四日警固宮神事に付休暇

同日櫛田宮へ御社參

九月二十二日天長節東天に向ひ遙拜あらせられ第八時參廳參事以下諸員の參賀を受けさせ

られ畢りて御祝酒濟退廳後家職同一に祝酒を賜はる

宮崎八幡宮住吉宮警固大明神に御參拜

九月二十五日旌忠祠祭事に付御參詣

(旌忠祠は幕末勤王を唱へし加藤司書平野二郎等殉難志士及奥羽戰役の死者を祭れる官
祭社を云ふ)

十月十一日朝七時四分騎馬にて太宰府天滿宮に御參拜西高辻亭にて御休憩第四時御歸邸(妃

宮御病氣の件參照)

十月二十六日徒歩にて宮崎八幡宮御參詣(同前)

十一月十四日大嘗祭の奉幣使として香椎太宰府の兩社參向あらせらるゝに付早曉參廳夫よ

り太宰府に至りて松大路信允宅に御投宿次て同神社にて習禮あり

翌十五日午前奉幣の儀を行はせらる

同十六日午前御發程香椎宮に至りて神官武内公卿宅に御投宿

同十七日奉幣の儀凡て太宰府に同じ午後同地を發して四時御歸邸

同十八日大嘗祭に付家職一同に酒肴を賜ふ

十二月二十五日孝明天皇祭に付神酒洗米の干魚玉串等獻備拜禮あらせらる

明治五年新年の御儀

一月一日早朝神拜第八時參廳縣廳諸員の參賀を受けさせらる御祝酒一同頂戴退廳

同二日吉書初御歌

明治五かへり壬申といふとし筑紫國にて

春にあひければ

ひなにてもあふく恵にかはらじな

ひらけ行く世のはるにあひつゝ

同三日 宮崎八幡宮夫より鳥飼宮に御參拜

同六日 歳徳神献燈之事

同十四日 歳徳神献燈之事

以上

宮殿下大嘗祭御參向に付管内に布達せられたる條文

大嘗祭に付香椎宮太宰府社

右幣使知事官

沖津宮 沖津宮邊津宮

右幣使大參事 塩谷處

右之通來ル十四日ヨリ幣使として御參向ニ付一統左之通可相心得候事

一、別而火用心の事

一、當日御通行相濟候迄往來留

一、御奉幣當日寺院佛事鳴鐘停止附僧尼徘徊留

奉幣式相濟已後詣人參拜勝手次第

一、御通行筋村々に當る日砲發堅停止申付候事

一、御道筋は所役人より掃除見ケズ不潔向之義無之様可遂宰判候尤差向候儀に付蒔砂并
ニ道普請には不及候事

一、御道筋不敬之場所は菰園可致候事

兩市中は大年寄より掃除見分

郡地大庄屋右同斷人拂年寄庄屋より勤之御休泊左之通

太宰府幣使知事官辛未十一月十四日第八時御發駕縣廳ヨリ上ノ橋赤坂門養巴ノ丁上人橋岩
戸口

御少憩藤柵御晝休雜餉隈御小休國分御泊リ宰府(御日誌によれば松小路信允)

同十五日奉幣御泊り前夜之通

同十六日第八時御發駕御小休國分、雜餉隈、板付御晝休箱崎御小休野立多々良御泊香椎御日誌

武内公卿

同十七日香椎宮奉幣右畢て御歸館小休多々羅箱崎手當向前條之通博多石堂口より掛筋福岡

橋口町より中ノ番御館

此の外御在任中神社に關し記すべき事左の如し

左の兩所渡し御初穂米并ニ御供米は御引揚切前廣右の趣御懸合に相成可然奉存候

一、米六拾貳俵壹斗六升五合

右は伊勢御供米上郡左近渡

一、米貳拾六俵壹斗七升

右は西京愛宕神社御初穂米最前社僧教學院渡り

辛未九月

編者云黒田藩時代右の慣例ありしものと思はる

黒田長知祖先祭祠心得方之儀先般相達候通りにて祭地願立區々に有之候條警固宮境内に
牙城に有之祠可致移轉旨士族卒に相達置候間兩端に不相成候様可取計候

辛未(月)日不明)

福岡縣

編者云西公園光雲神社は其初福岡城内天守台側(本丸)に祭祠せられ辛未の年に城地は兵部
省に收められたるが故警固神社境内に移轉の指令ありしものと思はる
近時雨天續に而收納並麥蒔相運兼候に付天氣快晴候様左之社々に於て御祈禱申付候此旨
爲心得相達候也

宮崎八幡宮 住吉神社 竈門神社 筑紫神社 美奈木神社 織幡神社 志賀神社 麻

底良神社 志登神社

辛未十一月廿九日 福岡縣

編者云藩時財政の大部は農業の收穫物にて支持せられしが故に年穀の豊凶殊に水旱風雨
の天災に對しては神明に祈願するの慣習あり但し神社は前記の諸神社に限れるにあらず
時代により同時に在りても異同ありしは無論なり

神官僧侶従前獨禮惣禮之面々年始拜芝正月四日縣廳應接之間に於て庶務課大屬の名札

差出可申候事

辛未十二月廿四日 福岡縣

編者云藩時神官僧侶は其社寺の格例により藩主に參賀を許されたるが其中に獨禮と惣禮との差別あり明治五年は此慣例により特に宮殿下に拜謁の光榮を得たりと思はる

(六) 文武の御獎勵

明治の初め藩は修猷館の外に文武館を城内に設け士族の青壯年(三十歳以下の士族を主とし卒及陪臣の子弟は隨意)をして必ず入りて一定の期間文武の講習を受けしむる事とせり文學は後修猷館と合供し演武館は館の隣地に營築して之に移れり親王右文尙武の御氣象に富ませ給ひ御在任中數々臨で其武技を觀覽し又文學の講試を聽聞あらせらる其御日誌を拜讀するに

明治四年七月二十一日鎮台兵の訓練を檢閲され歸途荒津の台場を御巡視遊ばさる

同八月二十三日學校に於て二天安部二流の劍術を御覽遊ばさる

同二十七日一刀新影兩流の劍術を御覽遊さる

同二十九日扱心心當雙水執各流の体術を御覽遊ばさる

同九月二日午後三時退廳の際學校に於ける皇漢洋三學の講席に臨ませらる

以上

公簿によれば

末 水 猷 太 郎

右者御省海軍所に御登庸相成居候處今般政体改革學校興開致候ニ付必要之者に有之縣内洋學研究之者外に無之差支候條別段之御詮議を以て一ト先御指戻被下度此段及伺候也

辛未八月九日 福岡縣

兵部省御中

書面伺之趣末永猷太郎儀難聞届松下駿一郎義は申立候通差戻候也

御日誌中九月十八日澄川大屬松岡新御用ニ付東京出張但英佛學教師四人斗雇入の御用と承るが親王御歸京後學制改正により一時此等學問の途絶へたるの觀ありしは遺憾とすべし公簿によれば

志 賀 瀧 次 郎

今 村 丈 作

右兩人最前數學引立請持在職中士籍に被仰付置候處洋算爲修業長崎表に被差越候節修業中免職士族之儘御差越に相成今般歸縣致候に付考試仕候處是迄算術相進居候上洋算をも差入修業候趣にて彌御用達可仕候見込申候既に昨冬申上置候通歸縣の上は復職被仰付度此段及伺候事

右當時洋學數學の地方に漸く開發せられたるを知るに足るべく又篤行儒者の尊敬せられたる片鱗を伺ふに足る事實を擧ぐれば彼正木昌陽氏が教官辭任願に對し文學師員より指留覺書の提出あり尋て又學校掛書記局よりも同じく指留書類を提出せしが如き又彼の博學長

野和平氏の庶務掛(學校關係は凡て庶務に屬す)拜命の際に於ける付箋ありて老人に付袴着用候事難澁に候はゞ着不着本人の勝手に可仕事なと辛未の年十月の部に之を見る

(七) 産業の御獎勵

高取焼は古來黒田家保護の下に發達せる窯業、博多織は博多唯一の名産共に幕府への献上品として著名のものに屬せり、又博多の鑄物、鍋釜其他農具を製す(姪の濱の食鹽是又樞要の産業なり)親王夙に此等の産業に注意し給ひ御赴任勿々此等の實地を視察し給へる事誠に故あり、時計は長野家、寫眞は古川家共に安政年間藩主の獎勵により長崎に修業せしが故に其業早く福博の地に開けしが此等文明の利器も亦親王の眼に觸れたるは御日誌に散見せるによりて之を識るを得べきなり。

七月二十九日退廳後河田、松浦、林等の諸員を率ゐ愛宕山に社參歸途西皿山高取なる製陶場に御立寄窯場竝に製品所を御覽あらせらる

八月二十七日高取山陶器花生花瓶出來に付相廻る(御注文の品ならむ)親王御歸京後高取焼布袋の手焙器を製造御送附申上たる事蹟あり寫眞は編者の父島田徳作及當時西皿山の窯業取締役を勤めたるが此器は今日尙當時の献上品控へとして宅に保存しあるものなり。

九月六日松浦大澤等五名を隨へ香椎宮に社參の歸途白水長右衛門の博多織場、柴藤善右衛門宅の釜鑄場等に御立寄御一覽あらせらる

九月十九日午後第二時出馬、小戸姪濱鹽場御膳立等を御巡覽あらせらる、小戸は大神宮の社あり御膳立は神功皇后の御遺蹟地にして共に姪濱附近の名勝地なり福博需用の食鹽は古來姪濱の産を多く使用せしが今は湮滅せり

九月二十日船時計壹個六兩壹歩二朱御買入とあり外に時計師永野圓と御日誌にあるも其子孫に就きて調べたるに今日尙繼續時計商を營めり。

十一月廿六日寫眞師御呼出ありと御日誌に記載せらる、古川家は寫眞商震次郎の養父古川震平の時藩侯黒田齊博の命を受け長崎に留學寫眞術の研究に従事したる人として家に當時城内藩侯侍女を撮影せる種板を藏せり當時の産業の状態を記すれば

明治四年(月日不明)牧畜數繁息ハ當時の急務につき牛馬牧其他とも見込有之者ハ委細仕法立致願出候ハハ吟味の上可差許候事

福岡縣

又大藏省より亞米利加合衆國より御取寄相成候大小麥一袋宛相渡候條管内ニ分配致候爲蒔付生立之様子並來歲取上リ之節ニ至リ見本相添可差出事 辛未十一月九日

士族卒を初め郡市共米穀を他管轄へ輸出願出るに於ては検査の上許可す尤も貢納未済の郡村は此の限にあらず 辛未十一月

藩時防穀令頗る嚴にして穀類を他領の地へ賣買することを禁ぜらる親王の御代には條件を附して其の禁を解かれたり

石炭生蠟燭實の三品は物産會社へ付せられ賣買の外管外輸出を止む明治五年三月五日藩時財用を救はんとて領内に物産會社を設けて石炭等三品の他領販賣を禁じ會社の專賣品

とせり明治五年迄は尙此制度の設ありしが此の法は翌年一月四日に至りて勝手に輸出を許さるゝ事となる

(八) 交通機關の設備

親王御在任の際政府は銳意通信交通の便を聞き御在任中長崎東京間の郵便は明治四年十月五日を以て開通し枝道郵便も又其の利を受くるに至りしが電線路の設置につきては妨害を試むる者多く困難少からざりしが如し今書類の存するものにつき其狀況を報ぜんに

辛未十月三日工部省より申來る分

驛遞寮官員其地ニ出張の以前驛長を令し目形三貫目持壹時五里の速さにて飛行の賃錢相當の積りを以て請負者撰はせ置可有之候事

但右賃錢積り方は晝間何程夜間何程と定め且夜間増夫の有無をも取極め置べく候事

渡錢場有之地は前同様其筋を令し越立引請人并ニ賃錢請取方晝夜の差等前以爲取調置可有之候事

郵便繼立方配達方并ニ切手賣捌方共壹驛に於て壹人宛申付候に付身元正しく實意にして其筋に可用立者撰置可申候事

今般枝道郵便御取開に付左之通福岡を右取扱所博多にも切手賣捌所被設來ル廿日より開業に相成候條一統爲心得相達候者也

十二月十四日 福岡郵便取扱所

箕子町驛遞所

但切手賣捌共

取扱人港町本町

野上和多三

切手賣捌所上野又四郎

博多切手賣捌所

切手賣捌人東町太田與平

古門戸町村田與一

辛未十二月

十二月五日東京表に郵便被差立候條被差越候御用向取調候事

十一月三日 書記

租稅掛 會計掛 土工掛 庶務掛 司法掛

早々御順達之事

明治五年頃郵便の發着

東京より本月廿日出發の郵便今廿九日到着御用書類入御覽候也

壬申六月二十九日 庶務課

庶務課 聽訟課 租稅課 出納課

福岡縣

電信は辛未十月大政官より東京長崎間に布設につき沿道地方官に於て嚴重に取締自然粗暴の企有之節は臨機相應の護衛候様照會しありたるにより

此節御管内ニ電信機御所設ニ相成候御趣意ト王命ヲ世界ニ通シ庶民至急ノ要務ヲ瞬間ニ報知スル事重大ノ器械ニ有之候ニ付一統嚴重ニ村々役人ヨリ平民ニ至ル迄厚ク心ヲ寄セ護衛致万一相障候者見當リ候ハ、取押置可申出候且失火等ニテ器械損所出來候ハ、至急可申出候隱置後日於相顯者當人不及申所役人モ可爲越度者也

辛未十月

福岡縣

本縣にては八月二十日山田迂走を舉て電信線掛を命じたるが兎角流言飛語を放て妨害するもの多かりしと見へ

今般傳信機御取建ニ相成候儀ハ皇國內ノ人々ニ便利ハ勿論開國起業ノ一端也然ニ固陋ノ凡習婦女子ノ血ヲケテ其藥ヲ製シ候杯ト無謂咀説ヲ唱へ人心ヲ惑シ候者有之哉ニ相聞開化開業ノ御政道ヲ妨ケ實ニ言語道斷其罪不輕候仍テ右体ノ僞説ヲ唱ヒ候者アラバ嚴科ニ可被處候條万一間込候儀有之ハ可申出屹度御賞美可給候間小前末々ニ至ル迄無洩可申通候此回章刻付ヲ以テ須達遲滯致スニ於テハ可及沙汰候此段相達候事

辛未十月

福岡縣廳

電信機御取建ニ付テハ士族卒平民ニ至ル迄心得方相達置候處假杭引拔候者有之當今開政之折柄暴亂之處行會以テ不相濟次第ニテ士族卒平民ニ至ル迄右等ノ所業及見聞候ハ、其處ハ差留置可訴出候左候ハ、褒美トシテ金子可相與候尤暴亂之所行有之者ハ可處嚴科候事

右之通り先般相達置候處今以テ不心得之者有之暴亂候哉ニ相聞以テノ外ノ事ニ候已後屹度嚴重相心得可申候此旨尙又相達候也

辛未十二月二十四日

福岡縣

其後明治五年八月二十一日電信機のインストメントを小石を抛て打壞した白河縣人某を見付村役人に届出て二百疋の賞與金を受た人に御笠郡原田の中西順助氏がある

(九) 親王の御家庭

親王御赴任の當時は文明の利器未だ施設せられず通信交通便未だ整はず加之風俗習慣の異なる衣食住の不充分なる僻地に半歳の久き殿下の御身心を勞し奉りし事想像に餘りあり父老の語り傳ふる所によれば當時の藩情は唯尊貴の御身分に對し奉り不敬に涉らざる様只管謹慎の意を表するを唯一の信條となしたるものゝ如し殊に御痛はしきは當時妃宮は御痛所ありて殿下に隨從し給ふ能はず音容相隔り唯時々御通信により御慰問遊ばされたるに止りしが妃宮は遂に殿下の御歸京を待すして御薨去遊ばされるに至りしは實に痛恨の極にして恐懼に堪へざる所とす今御日誌によりて其御消息を記さんに

御父宮幟仁親王は明年^{明治五年}御還曆に相當せらるゝを以て致仕を願出られたりしが七月^{明治四年}二十五日御聽許に付親王乃ち家事を繼承し給ふ事となりたり

八月九日父宮并ニ妃宮の御書東到達妃宮より三首の和歌を添らる(七月二十八日付)

八月十一日妃宮よりの書狀延着しけるが(七月八日并ニ七月十八日付)神明水天兩祠の御守札并ニ煙草一箱を贈らる和歌二首御添あり九月十三日東京に於て特別の思召にて妃宮に福岡御移居の旅費を下賜せらるゝ旨の達あり妃宮は殿下隨從の人々の家族をも引連れ御越の筈なりしも此夏秋の交より御痛所化膿し坐臥御困難醫師診察の結果丹毒の類にて御重態に涉らせらるゝため御引越不能となり十月十七日妃宮の御容態書到着翌十八日御見舞として金百兩を贈り太宰府宮崎社の寫眞十三葉を添え別に稠宮(弟の君即繼嗣)に品物料を贈り給ふ

十二月五日太宰府宮崎兩宮の御守札并ニ寫眞を妃宮へ贈り又御本邸の家職并ニ女中に宛書狀數通を發送し給ふ

十二月十八日縣官の歸縣に付在京家職より書狀着并ニ妃宮より海苔二箱到來御容体同様の旨申來る

十二月二十一日父宮に宛書狀并ニ鯨肉一桶を發送し給ふ

明治五年一月二十日午後東京より非常急使到達して妃宮貞子宮の訃を傳ふ本月九日午後十時三十分御薨去御年二十三(昨年七月親王御赴任當時の御別離が今生の御永訣となれり翌

二十一日假館にて其靈を祭り給ひ且つ左の和歌を手向させらる(貞子宮は徳川齊昭第十一女明治三年二月十六日御入奥)

去年の秋旅立つときを空蟬の

世のわかれとはおもはざりしを

玉章にかずくそへし言の葉の

つゆもかたみと成にけるかな

一月二十五日より御參廳

(二月二十九日東京にて故妃貞子の御葬儀を行はせられ品川東海寺の後山に埋葬を畢れり)
と認め給へり

(十) 御遊獵御記念品

八月五日大濠の釣獵遊ばさる

十月一日築にて砂魚釣りの御慰みあり、歸途淺香、松浦の兩邸に臨ませられ、記念品に御染筆遊ばさる

大濠は福岡城の要害に舊草香江の入海を殘されたる遺跡なり、西北は一條の堀となりて海に通ず、川口築の設けあり、禁漁場なるを以て魚族大に繁殖す釣すべく、網すべき漁場なり。親王此日漁獵の歸途兩氏居邸に臨ませられ親しく揮毫を試みられたり。蓋し近日官制の改正により、舊藩時よりの官吏は罷免となるべきにより、二氏の邸宅が此堀川の附近にありしを以て從來の勤勞を慰め給ふの御意にて特に記念品を殘させられしと拜察す。

金屏風と絹地とに御揮毫遊ばさる

淺香氏の邸は大圓寺町、松浦氏の邸は通町に在り、淺香氏は折から小形の金屏風新調のものに左の和歌を認めさせらる。

寄國祝のこゝろを

八百萬たかまのはらの神代より

あさまる國はいまも動かじ

當時淺香氏は左の記録を殘せり。

明治四年末十月一日邸宅に

有栖川宮被爲成候ニ付、酒差上候處家屬共をも被爲召御杯被下所有之金屏風に御書被遊候事。目下此屏風は故あつて、武谷水城氏の下に保管せらる。寫眞添

御日記を拜すれば、松浦氏は最も近く親王に奉仕せしが如し。同氏邸にて御認遊ばされたるは左の絹本なり。

寄日祝 熾 仁

天の原かき李もしらす照す日の

く母理なき世はひさしかり氣り

同氏邸には外に親王御染筆の短冊一葉を寶藏せり。箱崎へ着艦の折しも夜の明渡りければ箱崎や明るまにく漕舟も

まさ繪に見ゆる松のむら立

淺香氏の手記にすれば、氏は明治三年福岡縣少參事に任ぜられ、同四年十月七日に同官を免ぜられたるが、親王より去七月入縣以來人心彼是動搖之際御用向諸事行届勉勵奉職中不一方御盡力之段深令感悅候、今般縣政御變革に付被免本官といへども當縣御爲筋心付候廉々無忌憚御申出有之度兼而御賴申入候也

十月七日

熾 仁

右の如く知事より御直書下されたる事を記せり。氏は壯時福岡藩の勤王家とし活躍したる人にて少參事罷免後明治十九年二月山階宮家令之宣下を受け、同二十二年六月非職となり、廿三年五月に卒去せり。

隨從二士に賜はりし御染筆

明治五年二月筑前各郡村御巡視の節隨從せし白水平三郎興利、山本孫四郎規古兩士に御染筆の紙本を下賜されたり。白水は藩時武具櫓奉行となり、武技に長し權大屬たり。山本は祖父以來書道に堪能にて權少屬を以て共に親王の左右に侍したれば特に下賜の光榮に浴したるものならん

鶴舞千年樹 白水平三郎分

龍池望五雲 山本孫四郎分

今軸物に表裝兩家の寶物となれり、白水の書殘したる記録を摘記せんに、明治の初年有栖川熾仁親王殿下福岡縣令として御下向の際不肖興利庶務課權大屬を奉職す此の時福岡藩は大きな混雜にて云々日夜令宮の膝下に奉仕し或時は縣内御巡視晝夜御付添の命を奉じ御狩獵の際御所持の小銃放發の命を辱ふし御旅館にては卑賤の身に美酒を賜はり御歸京の砌には御自筆の懸物其他數多の金子頂戴云々因て鹿ヶ口屋床山林を購ひて子孫への遺産として御厚恩を忘れさらしむとて懇々戒飾し最後に白水家百代の子孫に遺訓

明治廿八年五月 六十四歳白水興利

谷蔭に津美亭うごかぬ岩清水

家のかゝ美と千代かけて見よ

残し置ことの葉末をなみたと母

露とななしそ代々の若草

現今白水家は盆と正月とに此の軸物を拜して遺訓を子弟に教諭するを例とせりと云ふ

観菊の御詠

九月三十日これより先藩醫たりし有田昌益は手栽の菊に

大君のなさけの露のふかければ

いろもゆたかに咲ける白菊

と云ふ一首の和歌を添へて奉献しければ親王は之を嘉し給ひ此日特に其宅を過訪せらる昌益の宅は地行下町(今の西町二番地)にて幾百坪の庭に菊を栽培し自ら菊翁と稱せしが此日親王の御親臨は賞詞を受けたるを光榮とし御禮のため御居館に奉伺せしに特に謁見を許され御菓子(昌益の孫有田延大濠住海軍造船)を賜ひ種々御下問の末菓子に敷きありたる料紙をとりて観菊當時の御詠歌を御染筆賜りければ菊翁大に感激し寶藏せしが今は之を額面に仕立て子孫の高亭上に掲げらる

少將九大工科
囑託たりし人

昌益に賜はりし御染筆

菊花色々咲みてよみ侍る 御花押

置露もひと色ならぬたまとみむ

さまざま咲る菊のまかきは

餘紙の廣き部分に御菓子のをせありし痕微かに見へて床し

(二) 多々良川の御漁と御斷髮

行實の記に「九月一日沐浴に際し午前八字より河田大參事早川權大參事松浦林淺香、笠城の各少參事等を従へて多々良川に打漁を催し里正早川氏の宅に於て晝食を畢へ薄暮歸館これより先八月九日に發布せられし散髮制服、略服、脱刀等自今可爲勝手候事の御達同二十七日到達せしが故に此日早川宅に於て斷髮を行はせらる」

多々良村助役よりの報によれば多々良川沿岸廣田と申す大地堰は藩時代之禁漁場にて鯉魚多く藩主も此地の高木宅に臨ませられしと聞く、明治の始め頃有栖川宮殿下此の高木邸に魚獵に來り賜へる事あり、料理人外御付添の人多かりければ村中のもは御近寄も出來なかつた由、當時此の家の主人高木茂七の談話として傳ふる所によれば御隨行の或人にも斷髮の御勸めありし模様にて其人が御斷り申上たるを追て之を強ひさせらるゝ様想像され、笑聲外に漏れて誠に御賑かなりし事と云ふ、其後各村御巡視の節は蒲田の河邊重藏宅に御立寄但頭阿部藤六(昭和十年八月十六歳生存)御前に於て土地の情況を御下問ありし由と報告せり。

斷髮は地方に於て親王は其最も早き御方なるべし、元來結髮は女子と同じく人手を要し面倒なるものなるも當時は國民的習慣性の關係上容易に行はれざりし由なるが初は髮を長く

して後方になで髪がらとせる人多く稀に頂上より四方にかき下げる人もありしと云ふ。福岡區長八代利征の如き親王に倣ひ早く斷髪せしと云ふ(月形典事未亡人の話劉榮三郎氏聞書)月形未亡人尙曰く當時主人は毎日の出勤に若黨一人草履取一人を伴ひし由。五節句に禮服の規定存せしにより時候の寒暖に關係なく規定服を着用せざるを得ざりしが如き困難の模様なりしと云ふ。

殘島の御狩獵

十月二十四日早良郡殘島に鹿獵催され午時五時大木少參事以下諸員之外松浦家扶大澤家從等を從へ姪濱より御乗船殘島へ御上陸役宅に御少憩の後狩場に臨み腰辨當のまゝにて嶮岨を厭はず終日鹿十八頭を獲させられ夕六時同島より福岡船町迄御乗船夜八時御歸邸遊ばさる矢付の分後日同島より相廻る總計二十六頭の御獲もの

(三) 福岡に於ける献上品

八月十日大神茂平次の祖母八十の賀の祝品献上

同十九日笠城少參事より鹿股献上

同二十六日獵方池田作、手蓄の豚肉献上

同三十日松浦少參事より室見川の鮎献上

九月十一日獵方より千鱒一籠献上(松浦少參事取次)

同廿一日松浦少參事より白鶴献上

十月六日松浦格彌より鹿股献上

十一月一日會計掛より築撥尾魚五十尾献上

同四日築の鮒五尾献上(大堀の掛より)

同十一日八代利征より獵獲の鹿股献上

追加十月二十三日淺香茂徳より前栽の柑二品献上

松 囃 子 御 覽

明治五年一月十五日松囃子に付九時御參廳松囃子はもと博多の商人毎年正月十五日種々の造物を曳き來りて城内に入り藩主に賀正の行事ありし例式とて今日尙陸海軍招魂祭日に此儀存せり

花 園 の 御 開 放

明治五年二月二十五日兩市中人民に花園見物差許され群集歡樂の体裁を御覽あらせらる。花園は藩主歴代居館の所謂御下屋敷の庭園なり時正に櫻花満開し池塘の翠糸と相映せる好季なりしかば市民争ひ集り由緒ある御花を拜觀し終日歡聲湧くが如しと云ふ此苑縣廳の移轉と共に廢園となり今僅かに池塘の石橋のみ城内練兵場の一部に存せり。

名 勝 地 御 遊 覽

九月二日退廳より友泉亭(早良郡樋井川今は福岡市に屬す)に行向遊ばさる河田大參事松浦笠城少參事隨行す友泉亭は舊藩主の避暑御用邸として設けられ樋井川の沿岸小丘を控へたる園池にて樹亭あり、

今僅かに其遺跡を存す後村役場となりしが近來貝島某之を譲受け修繕せしと云ふ。
 九月十九日午後二時より出馬、姪濱夫より小戸姪濱鹽場御膳立等御一覽遊ばさる。
 小戸及御膳立は神功皇后御凱旋當時の御遺蹟を傳へる地。
 姪濱は鎌倉足利時代鎮西探題の遺蹟地にて興徳寺探題墓等存せり。

(三) 御染筆の残れるもの

福岡第一師範學校男子部保存の額面

深固 横三尺三寸五分 一尺六寸六分の紙本

古來師範學校の講堂に掲げあり、御染筆の次第、年月明かならず。現今校長室に寶藏せられ師範學校生徒修養の寶典となれるものなり。

師範學校は明治七年の創立なれば、御在縣の當時のものとしがたし、當時の御染筆に係るとすれば學問所にて文武の技術御觀覽當時の御染筆を學校に御受したるものか

御歸京後の御染筆に係るもの

一旦御在縣あらせられたる緣故により御染筆の請願を御許容あらせられたりと承るべきもの左の如し。

寫眞は明治十一年當時の宮司より請願せる綾杉の歌詞にて(新古今集に
收むる所)今石に刻せられたる
 原本なり。香椎宮御寶物

千早振香椎のみやの綾杉は

神のみそきにたてるなりけり

現今同宮綾杉の前に建設ある綾杉の碑は此の模刻なり。

石碑の裏面に左の刻字あり

綾樹古歌余欲鑄諸石建樹樹下明治十一年春渡邊縣令請有栖川親王手書親王揮毫以賜爲本縣港邨人堺万七素有篤志余與之謀万七則出金若干買石雇工不日成功余不勝感喜因錄事由作碑陰以傳不朽云

香椎宮宮司 倉 八 隣 誌

福岡縣士族 水野流書

此の碑は明治十四年五月三十日落成と同宮社務所より報告あり尙親王御在縣の日香椎宮御社參は九月六日十一月十七日の兩度なり武内當時の宮司の宅を訪問せしに其の子孫の家には何物をも傳はらざりし。

題旌忠祠碑の額

右心松操の四字

右は福岡市東公園内筑前勤王家中殉難者を祭る旌忠祠の正面に建設せられ明治十七年八月伯爵東久世通禧撰文の上頭に刻せらる親王御在縣の日九月二十五日此の祭場に臨まれたる事あり此碑の前に陸軍大將左大臣二品大勳位兼議定官熾仁親王題額と刻しある。

太宰府址の碑の篆題

太宰府址の四字

碑は筑紫郡水城村太宰府正廳址に在り。陸軍大將左大臣議定官二品大勳位熾仁親王の篆額にて文は福岡縣令從五位勳四等渡邊清の撰庚辰の年建碑とあるにより明治十三年なり。

蜷城村長田千歳川鑿渠碑篆額

右は陸軍大將大勳位一品有栖川熾仁親王御眞筆の篆額にし朝倉郡蜷城村長田の千年川の堤防上に建立せり。明治五年各郡御巡視の際車を松岡家に駐め同家が經營せし暗渠の公益を賞し賜ひし關係より御染筆を賜ひしものと拜察す。建碑は明治十四年五月なりと云ふ。

宇美神社の御降誕地の碑題名

應神天皇御降誕地の八字

右は粕屋郡縣社宇美神社御神殿の左方向て衣掛森の前面に大石に彫刻。明治二十四年八月十六日御親書拜受同年九月七日建立(竿の長一丈五尺幅三尺五寸の石)石碑の前に石柱を建て有栖川一品大勳位熾仁親王殿下親書の文字を刻せり。

篠山神社鳥居額

篠山神社 表面四字 裏面(明治廿四年二月大勳位熾仁親王)書

右は久留米市縣社篠山神社に在り原本は軸物として同社の寶物として保存せらる。

熾仁親王の御年譜御年四十五歳の部に明治二十四年辛卯三月一日篠山神社の華表額揮毫と有之

篠山神社記念碑題名

西海忠士之碑 表面 裏面陸軍大將大勳位熾仁親王書

右は篠山神社境内建設記念碑なり。

(古) 有栖川宮熾仁親王再び御來縣の記

軍旅御途上の御駐營

明治四五年の間本縣知事として御親臨の後明治十年三月の交親王は再び本縣に御駐營遊ばされたるの光榮を拜せり。今熾仁親王行實により其事實を謹寫する事左の如し。

明治十年二月十九日鹿兒島の暴徒西郷隆盛を擁して亂を起し勢頗る強大、二十二日熊本縣に入りて熊本城を圍み更に進て田原坂を扼せんとす。是に於て親王を陸軍大將征討總督に任し陸海軍節度の事を御委任あらせらる。親王乃ち二十四日を以て京都より神戸御着、高尾艦に乗じて神戸發、御隨行者は河村參軍純義、三等侍醫池田謙齋、元老院少書記官戸田秋成、外家従一人二十六日下關を経て午後一時二十分博多着、波浪高きを以て假泊、二十七日午後四時二十分上陸して福岡勝立寺(橋口町)に營せらる。

二月二十八日總督より九州各縣に征討の勅旨を宣明せられる。

曩ニ鹿兒島縣ノ暴徒數百人嘯集シ去ル一月三十一日夜ヨリ二月二日ニ至ル迄連夜ニ其縣下ニ有之陸海軍ノ彈藥ヲ掠奪シ同縣下ノ人心甚ダ穩カナラズ。是ニ於テ河村海軍大輔及林内務少輔ヲ差遣シ其情狀ヲ尋問セントスルニ暴徒等兵器ヲ以テ其上陸ヲ拒ミ剩ヘ其乘ル處ノ官船ヲモ奪ハントシタリ。依テ空シク鹿兒島灣口ヨリ舟ヲ回セリ。天皇猶ホ或ハ覺悟センコトヲ欲シ從二位島津久光父子及ヒ西郷隆盛等ハ深ク國家ノタメニ力ヲ盡ス者ナルヲ以テ此時ニ際シ身ヲ挺シテ人心ヲ鎮撫センコトヲ思ヒ勅使ヲ差遣セラレントスルニ豈圖ランヤ是ヨリ先彼等自ラ其名ナキヲ惡ミ東京巡查其他歸縣セル者數十名ヲ縛シ負ハシムルニ無根ノ僞名ヲ以テシ強テ名義ヲ設ケ檄ヲ全國ニ傳ヘ恣ニ兵器ヲ携帶シ國境ヲ鎖シ已ニシテ闔縣ノ兵ヲ舉テ熊本縣ニ亂入官兵ニ抵抗シ其威ヲ逞フセントハ天皇慈仁固ヨリ無辜生靈ヲシテ鋒鏑ノ禍ニ罹ラシムルヲ欲セスト雖モ斯ノ如キノ形勢萬止ムヲ得サルニ付遂ニ本月十九日ヲ以テ征討ノ令ヲ發シ余ヲ以テ征討總督ニ任セラレ陸海ノ兵ヲ進退スルヲ許サレ尋テ隆盛以下ノ官位ヲ剝脱セラレタリ。乃チ大兵ヲ舉ゲ急ニ大旆ヲ西シ速ニ其巨魁ヲ殲シ脅徒ハ治スルコトナク以テ天皇ノ慈仁蒼生ヲ愛育スル恩覆載ニ同シキヲ知ラシメントス。茲ニ本營ヲ筑前ニ置キ兵ヲ勒シ馬ニ秣フノ初ニ當テ王師ヲ動ス所以ノ理ヲ詳說スルコト斯ノ如シ。夫レ海内ノ臣民タル者大義名分ノ所在ヲ辨知シ確然固守シ決シテ其方向ヲ誤ルベカラズ。苟モ反人ノ爲ニ盡惑セラル、アラバ蓋シ悔ルモ及ブナキノミ。

明治十年二月廿八日征討總督二品親王有栖川熾仁

三月一日勝立寺より福岡城二ノ丸に轉營せらる。福岡に滯留されし所以は此地東西の咽喉に當り、下關大阪の漕運を扼するのみならず、福岡、久留米、佐賀各地の士民が動もすれば賊軍に應せんとするの慮あるを以てなり。

三月三日總督は本營の士官を召見し、並に下士以上文官十七等に至る迄の者に酒肴を賜ふて、征戍の勞を慰問せらる。

三月六日總督は舊福岡城本丸等を巡視し、鎮台分營を點檢し、九日負傷者を病院に慰問して物を賜ふ。

三月十一日 聖上より侍從番長高崎正風を福岡に差遣し、慰問の勅書を賜はる。

三月十三日勅使及河村參軍、福岡縣令、渡邊清等十六名を招請して晚餐を供せらる。

三月十四日山縣參軍より田原坂の三壘を陥れたる報あり。

三月十五日總督は午前福岡を發し、渡邊縣令、巡查四十名を率ゐて先導し、兵一小隊を警衛に備ふ。先づ太宰府に抵りて權禰宜松大路信光の宅に館し、次て太宰府神社に參拜せらる。

三月十六日久留米に着して本營を舊城内師範學校明善堂に設置せらる。

三月十七日本營士官三十名に酒肴を賜ひ、翌十餘ヶ所の軍團病院に就き創傷者を慰問せらる。

三月廿日田原坂の壘陥り賊潰走す。

三月廿二日本營を南ノ關に移すにより午前八時久留米を發し、午後四時正勝寺肥後に館せられ、翌廿三日高瀬に至り、羽根木村臼杵正路の宅に館せらる。

参照（田原坂の戦鬪凡十七日間官軍死傷者四千餘彈丸を費す事一日約二十一萬發後三月二十八日福岡士族越智彦四郎等福岡附近に集り謀反す）

御居館勝立寺

明治十年二月二十七日博多灣より御上陸後御居館となりたるは橋口町勝立寺にして中島橋頭にありて福岡縣廳と近く相對向し交通の便に富める日蓮宗の寺院なり。當時本堂を事務室（名島城の一部を移したりと云ふ）とし親王はその奥座敷に起居せられ、二十八日此所より九州各縣に征討の勅旨を宣明せられ三月一日に福岡城に御轉營遊ばさる。

御居間は天保の頃住寺日耀の築く所今も同寺の貴賓室に使用せるが質素なる疊敷にて十疊と十疊との二間にして東面して回椽を附し瀟洒なる庭園を附せり。庭園は其後一部を改造せるも大体當時の姿態を存せり。床は正面に書院と本床を設け違柵は折れて側壁と連れり裝飾に用ひたりと傳ふる花器高取、床据布袋と猫共に高取？、外小机蠟燭台枕行燈等當時の御使用に供せしと云ふもの存す。但し住寺の變更と記録なきが故に明確を欠けり。

福岡城二ノ丸の御居館

明治十年三月一日より同十四日迄御滯泊の福岡城二ノ丸御居館は今解き崩されて湮滅し其跡を留めず但し二ノ丸の内南丸と稱せし角櫓其他附近の建物は今廢屋となりて存在せるも親王の御居館は東方にありしと云へば今其圖面すら見るを得ざるは遺憾なり。

久留米明善堂の御居館

親王殿下の明治十年三月十六日より廿日に至る迄御駐屯あらせられたる明善堂は安政六

年己未冬十二月の改築に係り今は中學明善校の運動場の東南部にあり。

明治三十五年現校舎建築に際し由緒深き舊校舎中特に貴重なる御成間及講堂を現在の位置(學校正門の西側)に移し鄭重に保存せらる(中學明善校よりの報告)但し本營は二十日迄は明善堂にて同日御使者屋(後日の久留米市役所)に移り二十二日迄本營となれるも親王の御居館は二十二日迄明善堂なり。

(五) 御 染 筆

其 一

明治十三年秋親王久留米御成の節特に明善堂正面床の間用として御染筆し給ふ物なり。作新民の御染筆大文字は大學之道在明明徳在親民在止於至善の在新民の意を明善の句に對して御染筆被下給ふと傳ふ(昭和十四年七月五日火災のため焼失せり)

其 二

爰整其旅福岡第四十六部隊將校集會所に掲けられる御筆跡なり明治庚辰秋日熾仁書と認め遊ばさるより明治十三年秋の御染筆に係るものと考へらる但し陸軍將校の談によれば各地之軍隊に同様の御額を拜する事ありと云ふ。

福岡藩贖札事件始末の内より抜記

著者奈良原至

前略七月十日明治四年味爽一隻ノ軍艦ハ藩知事有栖川宮殿下河田民部大丞景興大參事軍艦鳳翔ニ駕シ藩使ノ未ダ藩地ニ達セザルニ先チ事ヲ定メントテ來着(中村耕介ノ報告ヲ云フ)博多

駐屯ノ佐賀藩士モ、又軍容ヲ整ヘテ箱崎方面ニ行軍セリ。是ヨリサキ五月二十三日兵部大丞井田讓ハ佐賀藩士大隊長田村乾太左衛門前山精一郎ト其藩兵八百餘人ヲ率ヒ博多ニ入り御供所町聖福寺妙樂寺承天寺ニ屯營セリ。

今般西海道鎮台ヲ被置就テハ博多分營ヘ佐賀藩兵一大隊出張申付候間爲心得相違候事

辛未 五月二日

福岡藩廳モ亦不敬粗忽ナキ様心得方ヲ達セリ(五月二日)兼テ相善カラサル鍋島藩ノ徽章ヲ城下ニ翻サレテハ士心ヲ刺激スルコト甚シク少壯銳氣ノ隊士ハ勿論老功ノ兵士モ又憤激ノ色露ハレ危機ハ時々刻々ニ發動セントセリ。因テ藩廳ヨリハ更ニ三ヶ寺ニ對シ夜中ハ男女共ニ出入ヲ禁ジタルガ田村隊長モ又兵士ノ營門外ニ出ルヲ嚴禁シタリケレバ僅ニ衝突ヲ免レタリ。是ニ於テ藩中殆ト沸騰シ兵器ヲ持テ城門ニ入ルモノアリ軍裝シテ砲台ニ馳スルモノアリ。是時若シ鳳翔ヨリ祝砲ヲ發シタランニハ市街ハ直ニ戰軍ノ區トナリタランモノヲ川田大參事ハ大事ヲトリテ發砲セシメザリシト云フ。初川田氏ノ東京ヲ發スルヤ岩倉具視ハ福島一件(福島正則除國ノ件)ト同一ナレバ君ヲ煩ハセリ。而シテ可及的平和ヲ以テ局ヲ結ブコトヲ心掛ラレタシトサレ景與氏ガ行動ハ終始一貫ヨク士族ヲ懷柔シテ功ヲ奏セリ。惜ムベシ川田氏ハ繼テ歐米ニ使シ久シク筑前ニアラザリシモ民其治蹟ヲ賞シテヤマザリシ。

後年氏人ニ語リテ曰ク藩ノ治メ難キコリハ寧ロ隨員ガ功名ヲ博セントシテ藩士ヲ挑發スルニ抑ユルニ苦心シタリト、此危機一發ノ間ニ處シテ磊々落落々光風霽月ノ如キ大度量ニ至リテハ又大ニ記スベキナリ。

箱崎に着艦の折しも夜の明渡りければ

箱崎や明るまにく漕船の

まき繪に見ゆる松の村立

同日午後四時殿下ハ御上陸箱崎千代ノ松原ナル黒田家塋ノ地崇福寺へ着御アラセラレタルガ藩ハ宮殿下ノ御下向カ如何ナル御用ニヨルカ不明ニテ狼狽シ取敢ズ藩廳ヨリ同七時ニ御嫌機伺ヒトシテ黒田醒翁、矢野梅菴及少參事松浦格彌、同淺香茂徳、同西島種美、同林元武ハ崇福寺ニ參向シタルニ河田ハ之ヲ客殿ニ列席セシメテ曰ク拙者ハ民部大丞臣河田景與ナリ、今回當藩大參事ヲ兼任、唯今博多ニ着セリ。サテ當藩犯罪者ハ本月二日ヲ以テ處分相濟ミ二品親王有栖川宮殿下福岡縣知事ノ宣下アリ、拙者御隨行申上ケ來レリ。依テ明十一日知事宮殿下ハ藩廳へ御入りノ筈ナレバ、ソコニテ御談示ニ及ブベシ。今日ハ御引取アリテ然ルベシト一座肅然トシテ話ナシ時ニ松浦少參事席ヲ進メテ曰ク。

實ニ恐入タル仕合ナルモ未ダ東京ヨリハ何等ノ飛脚ニ接セズ、刑部省ノ御處置如何ナリシヤモ知ラサレバ其顛末承リ度、河田曰ク未ダ東京ヨリ便リアラザリシカトテ懷紙ヲ取り出し知事黒田長知殿ハ免官ノ上閉門、大參事矢野安雄、立花増美、權大參事小河愛四郎、少參事徳永織人、司計局判事三隈傳八ノ五名ハ死刑、其他ハ徒流刑ニ處セラレタリト一坐色ヲ失フ。殊ニ黒田矢野ハ其實子ノ死刑ヲ聞キ直ニ私邸ニ閉居セリ。松浦等ハ倉皇馳セ歸リ朝命ヲ宣告シ殿下奉迎ノ準備ヲナシ、一方各隊長ヲ召集シテ軍隊ノ鎮撫ヲ協議セリ。黒田老公ハ病疾ノ身ヲ厭ハズ重役及各隊長ヲ召シ今回ノ事實ニ恐多シ、就テ新知事御下向ニツキテ一統謹慎シテ朝命ヲ遵

奉スベシ。若シ不心得ノモノアリ粗暴不敬ノ事共働クニ於テハ當家ノ存亡爰ニ決ス。汝等當家ノ恩義ヲ思ヘバ謹慎以テ朝命ヲ待ツベキナリ。又頭立チタル向ハ其配下ニ予ガ意ノ在ル所ヲ説キテ怠ルベカラスト衆感泣シテ大小藩吏ノ會議ヲ開ケリ。其決議ニヨレバ知事ヲシテ此罪ヲ得セシメタルコトハ吾等ノ知ル所ニアラスト雖モ不注意ノ責ハ免ルヘカラスト。何ノ面目アリテカ出仕セラルヘキ依テ一同辭職シテ何レモ謹慎スヘシトシ、將ニ散會セントス時ニ河田大參事ノ入廳ヲ傳フ衆相顧テ愕然タリ。初メ河田福岡藩人ノ去ルヲ見ルヤ兀坐默考之ヲ久シクシテ忽チ起チ單身嚮導一人ヲ伴ヒ悠然トシテ殺氣漲ル隊士ノ間ヲ通過シ威儀肅々吏員解散ノ會場タル大廣間ニ臨ミ何モ知ラサル爲シテ從容大小參事ニ對シ明十一日午前十一時知事宮殿下御入廳ノ準備ヲ談示シ且大小藩吏共一人モ黜涉セズ其儘就任セシメラルル。朝旨ナレハ皆安シテ平素ノ如ク事務ニ從フヘシト告ケタレハ大小參事ハ謹テ朝旨ヲ遵奉スヘキ旨ヲ諾セリ。河田乃テ午後十一時單身崇福寺ニ歸館セリ。河田後此事ヲ語テ曰ク。此時諸員ニ總辭職ヲセラレテハ舊藩ノ故儀慣例一モ知ル所ナク暗夜ニ燈火ヲ失ヘル如クナルヘシト喜ヒシトソ。

七月十一日庶務大佑菅沿武忠午前七時入廳シテ會計検査ヲ遂ケタレハ同十一時知事宮殿下ハ黑縮緬定紋ノ御羽織ニ萌黄チャフノ御袴葦山笠ヲ召サレ參事以下玄關ニ奉迎シ松浦小參事ヲ御先導ニテ大廣間ニ着御。河田大參事井田兵部大亟左右ニ侍坐シ各隊長ニ謁ヲ賜フ。河田曰ク有栖川宮殿下ナリ。此回福岡縣知事ノ宣下アリテ御入廳遊ハサル。藩政ヲ是ヨリ主宰セラレハ朝意ノアル所ヲ體シ遵奉スル所アルヘシ。各隊長稽首拜伏ス。次テ政廳ニ入ラセラレ、

參事以下拜謁ス。知事殿下御口達ニ曰ク參事以下ノ役々ハ從來通り相心得出張官ト牒合事務ヲ取扱フベシ、藩兵ハ速ニ解隊スベシ、續テ黒田家々令ヲ召サセラレ辭令書ヲ親授アラセラル。其文ニ曰ク、今般楮幣偽造之義御所裁被仰出知事黒田長知本官被免候ニ付家族取纏メ東京私邸へ移轉可致候事

辛未七月十一日

河田曰ク至急トアルモ何分二百餘年主從ノ情實モ察セラレ候得者御支度片付等緩々御取斗相成可然旨知事殿下ノ御懇情斯ノ如シト右承リテ午后一時御退廳

隨員之重立タル者

民部省ヨリ

大參事兼任民部大丞 河田景與 鳥取藩

司計局 庶務大佑 菅沼武忠 静岡藩

刑 法 局 〃 長野 董 高槻藩

司 民 局 〃 大江卓造 高知藩

執 政 府 〃 佐伯惟馨 岩國藩

大藏省ヨリ

司計局 監督大佑 杉山一成 静岡藩

〃 大令史 東條市作 高知藩

此ノ夜藩ノ飛脚中村耕介外一名凶報ヲ齎シ到着セリ。舊知事ハ尙命ヲ傳ヘテ朝命ヲ奉シ恭順謹愼毫モ粗暴不敬ノ舉動ナキ様警告サル、乃チ司兵局内屯營ノ常備兵ヲ解隊シ兵器砲銃彈藥ハ兵部着ノ出張官ヘ引渡セリ。松浦少參事ハ知事宮殿下ヲ佐賀藩ノ護衛ニ委シテハ古來隔意アル藩情ヨリ舊兵隊ガ如何ナル不穩ヲ惹引スルヤモ斗リガタシ、且舊兵隊ノ面目ヲ維持上宮殿下ノ護衛ハ本藩ノ兵ニ委セラレタシト請ヒタレハ、河田大ニ之ヲ然トシ遂ニ知事宮殿下ニ請ヒ佐賀藩護衛ヲ撤去セシメラレタレハ一藩茲ニ初メ愁眉ヲ開ケリ。

七月十五日知事宮殿下ハ崇福寺ヨリ福岡下名島町ナル會所ヘ御移轉遊ハサレ、舊兵隊ヨリ選拔シタル七名ノ家從ニテ護衛ノ任ニ當レリ、爾後知事宮ハ深キ思召ノアラセラレタル事ニヤ御參應遊ハサル、ニモ短刀ノミ佩セラレ時々洋服ヲ召サセラル、ニ當リテ一切御護身ノ兵器ハ具セラレサリシ、是ヨリ愈々藩情靜穩ニ趨キ恰モヨシ、七月十四日全國一般ニ廢藩置縣ノ大令發布セラレタルハ民心自ラ安ンスル所アルニ至レリ。

七月十八日黒田老公ハ光龍孝高興雲長政二公經營セラレタル舞鶴城ヲ家族ト共ニ午前六時退去セララル、時ニ愁雨肅寂。

七月廿四日城池授受ハ事終レリ。

七月廿五日宮殿下ハ河田以下ヲ召具セラレ城中巡見、館舎ニ入ラセラル。河田ハ床ノ間飾付ヨリ庭園ノ掃除等ニ至ル迄行届キ居ルヲ見テ黒田家ノ遺風ヲ感嘆セラレ殊ニ當日ハ雨天ニテ何トナク物淋シク隨行ノ大小參事ノ斷腸ノ心中ヲ察シ花ニ寄セテ咏セラレタル歌ニ

きのふまでめてこし人の名残にや

露にしほるゝ庭の松萩

又述懷

なにとなく夕吹く風の身にしむは

こゝろつくしの秋にやあるらむ

知事宮殿下ノ御返シ

皇國のためにとともにつくし渦

つくす心はかわらざりけり

聞クモノ士太夫ヨリ下庶民ニ至ルマテ知事宮殿下ノ御高風ヲ瞻仰シ河田大參事ノ赤誠ニ感動セサルモノナク、綱記舉テ衆目皆張ラントス。

八月廿三日黒田老公ハ舊藩軍艦環瀛丸ニ搭シ上京ノ途ニ上ラル。士民涙ヲ吞テ別レヲ惜ミ海濱立錐ノ地ナキニ至ル。無情ノ汽船ハ一縷ノ黒煙ヲ殘シツ、渺茫ナル玄洋ノ波ニ没シ去レリ。

慶長五年十二月十一日黒田長政ノ筑前ヲ領セラレテヨリ明治四年八月ニ至ル年ヲ閱スルコト實ニ二百七十二年。後河田去ルト雖モ宮殿下ハ縣知事縣令トシテ御在職アラセラルル間民々怨色ナカリシカ遂ニ

五年壬申四月五日徳風ヲ遣サセラレ上京遊バサル。宮殿下ノ福岡ニ於ケル御功績ハ今現ニ東京城北豊島岡ナル御墓誌ニ證ヒラル、其中ニ曰ク

以福岡藩訖難治故用親王爲藩知事衆心悅服

越テ僅ニ一年、明治六年、筑前五郡竹槍席旗ノ擾亂アリ、官舎ヲ燬キ、官民ヲ殺ス、聲言シテ曰ク、舊知事家ヲ迎フルト、黒田家ノ恩徳人心ニ浸潤スルコト如此、而シテ宮殿下隻手其城邑ヲ收メ、人心動カズ。河田大參事活氣ノ動作ニ據ルト、雖モ宮殿下ノ深仁高德知ルベキナリ。茲ニ御墓誌ノ末文ヲ記シテ、御英風ヲ寫シ奉リ、此篇ヲ結バン。

親王威儀端莊、大度容物、夙致力國家、爲中興元勳、不獨海內仰之、露獨埃伊蘭西諸國亦皆贈以勳章、德望如此、而未見王師凱旋、天遂奪其年、嗚呼惜夫、銘曰

天潢分派 曰有栖川 偉英親王 宗室之賢

氣象卓爾 儀容嚴然 德高望重 士懷民親

制當闡寄 以濟時難 東征西伐 世推大勳

爰卜幽宮 長安其神 神乎護國 皇威益尊

浮羽郡千年村橘田寶滿宮の酒造石に就て

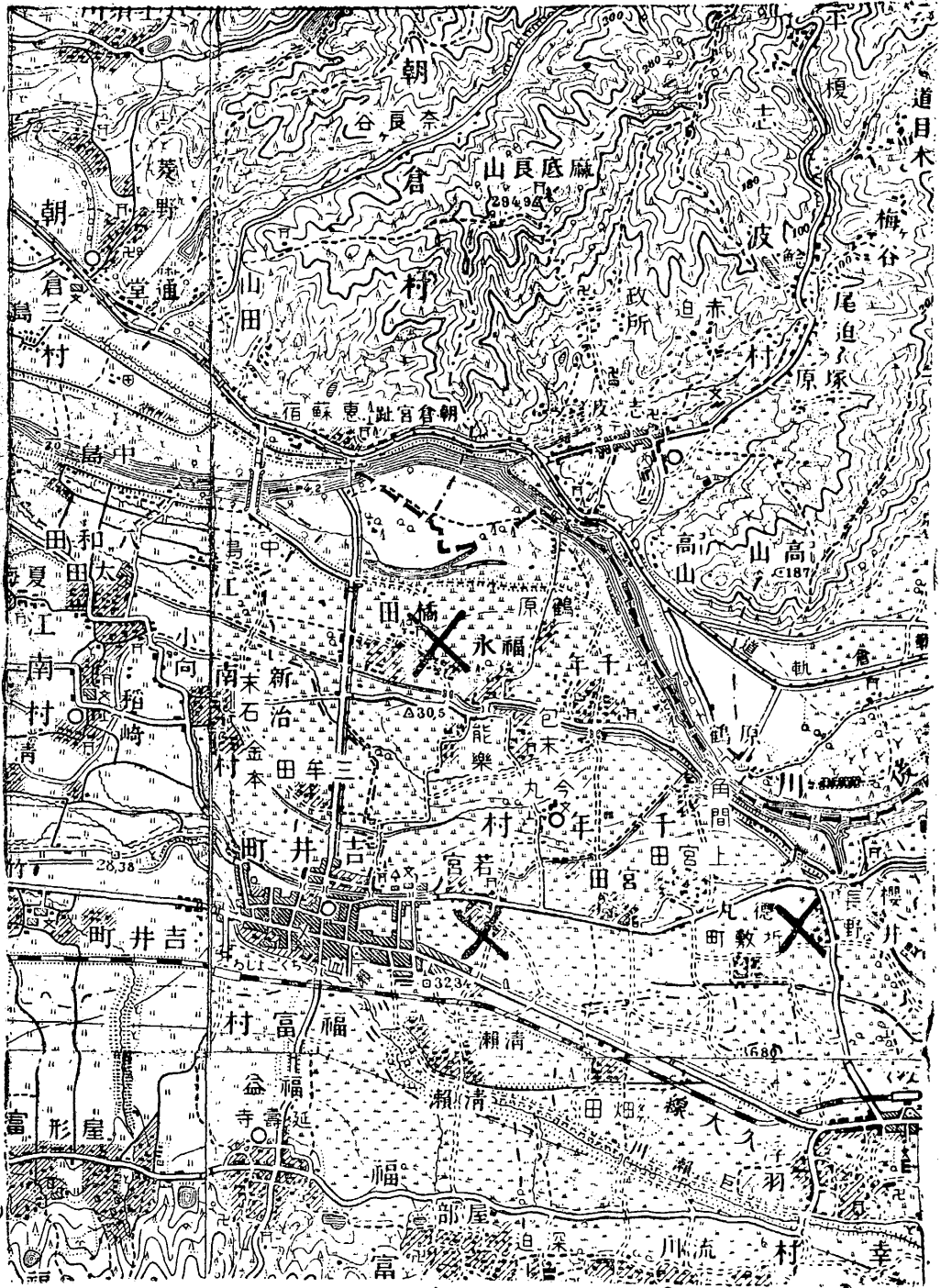
調査委員

宮

崎

勇

藏



(印X) 地存現石造酒



石造酒の宮満寶田橋村年千郡羽浮

筑後浮羽郡千年村橘田寶滿宮の酒造石

調査委員 宮崎 勇藏

昭和十一年十一月の頃、星野氏史蹟顯彰會の依頼によつて筑後國浮羽郡各地の星野氏關係史蹟調査中の橋本徳太郎氏は、浮羽郡千年村橘田寶滿宮の手洗鉢を太古の酒船なりと推定せられたる爲、同神社々司中野土生男氏は是が調査方を福岡縣史蹟調査委員會に依頼された。余はこれに就いて初めより關心を有して取調べたる爲其の結果を此處に報告するものである。酒船は石製なれば酒造石の名稱を附することゝした。

酒の醸造の歴史の古きことは既に神代に於て八鹽折酒、甜酒等を醸したことが史冊に見え、而して應神仁徳兩帝の朝支那及び朝鮮より醸造工の渡來せしより更に其の方法の一變發達せし事は察するに餘りあり。唯記録に多く見ゆるのみにて其の考古學的遺物の少きは遺憾とする所である。文献に依つて酒に關する記事を見れば酒は本來キ又はケである。即ち冠辭考頭注にも瀾枳の瀾は眞と通ひてほむることば枳は酒の古語也といつてゐる。伊呂波字類抄には神酒ミキ祭ミ祀キ具キとあり、倭名類聚抄には日本私記云神酒和語云一美和一とありて神酒の事をミキ或はミワと稱してゐるが、神酒ミキは御酒ミキに通ずるものであらう。圓珠庵雜記にさけをみさといふ、世には神に奉るをのみみさといふとあもへり、それをば和名に神酒と書きてみわといへりと述

べてゐる。東雅にも神の酒をミワといふ事は土佐國にある三輪川の水を用ひて、大神のために酒を醸したりけるに殊に、めでたかければかく云ひし也と云つてゐる。即ち酒は即ち神酒であり御酒であつた様である。

酒の醸造法に關しては酒を造る事をカミともカモとも云ひ、米を口にて嚼碎き、それをカビさせて造つたといふ説が可なり多い。グチカミノサケの語も風土記に見ゆるのであるから此の方法は眞實であらう。成形成圖説に此の説を實證するやうな事を述べてある。即ち古の神酒製る法は、吾沖繩島にぞ遣りけらし、かの土音に神御氣と稱へり、こは神の御氣もて成れりと云の古語に由れり、其法十三四より十五歳までの女子の端正なるを擇て齋せしめ、甘蔗して齒を磨き、清水して口を洗ひ、シトキ黍を嚼しめて、ツクリモロミ醗の中に投れば、一宿を経て成れり、其味甚美潔白なり、凡御氣一升を造には糯大上白米一升搗粉麥芽粉五合、燒水八合、美水二合、絹篩にてとほし、煉調たるに、始糯白米一升の中より一合許を分取置煉ず、生粉のまゝなるを嚼投也中略さて此御氣を造て、毎年四月頃稻穗將に熟とする時、一間切つゝ神舞と云をなして、神祇を祀り、歳の豊祭を祈る、名て神事と云、其式祝巫白淨衣を披頭に髀し、裏白を挿し手に矛を執て、社頭にて歌ひ舞へり、此時舉國悉く齋戒し、服忌經行等の者は戸に別火し、神事に關ることを得ず、若犯す者は必羽生に傷らる、土俗呼びて神の使と云、而この御氣は國世主に獻り、又諸臣庶に頒賜の例あり、と述べてゐる。上述の記事を見ても太古に於ける神酒醸造の方法並にその意義が窺れる。

次に酒船と稱するものは醸していまだ漉さぬ酒、即ち醪モミを入れたる多くの酒袋を入れてしぼる装置のある槽である。酒船は酒槽であり、酒磐である。酒に關する考古學的遺物としては我

が國に於ては石製酒船即ち酒造石が現今傳つてゐる。酒造石は勿論太古の酒船であつて醸造法の原始的なる事を示す遺物である。現存せる酒造石の代表的の物は、大和國高市郡高市村岡及び同村出水通稱ケチンダに於けるもので此の酒造石は早く史蹟の指定を受けてゐる。(三上平氏「奈良縣に於ける指定史蹟」第一冊)長さ十七尺五寸、幅七尺五寸にも及ぶ巨大且つ其の石上に多くの沈澱池を有するものである。浮羽郡千年村橘田寶滿宮の酒造石は是と比較して考へなければならぬ。大和の例に比して次の諸點が擧げられる。

一 全体が不整形であること

一 溝池の造り方が大いに趣を異にすること(形、面取りの方法、断面等)

一 沈澱池を有せざること

従つて酒造石と決定する根據を多少疑はれるもので、却つて鳥居龍藏博士の「諏訪史」に見ゆる大凹石に近似する點あり。而して博士の説に依れば衆人集合して果實粉等を造つたものではないかと考へられてゐる。但し千年村橘田の遺物は酒造石であると云ひ得ないのである。其の酒造石としての根據たり得る唯一の點は中央の凹みの左縁斜面上に略圓形の凹みのあることである。即ち中央の深き凹みに容れた醪を酒袋に入れてしぼり出す所の装置であらう。斜面の凹みにてしぼり出された雑物を交へない酒は、下方に流れて凹みの最下部に設けられた出口より出でて、其の下に酒甕を置けば自然に酒は甕の中へと注がれるのである。全体の古朴な感じと云ひ、上述の簡單なる装置を有する點と云ひ、太古の酒船なりとの斷定を與ふるに充分なるものと思はれる。至極簡單なる装置であるが後世の人の作爲とは考へられず、現在手洗

鉢として使用され來り。其の由縁全く不明で、本來の役目が手洗鉢であると考ふるよりも酒船が手洗鉢に轉用されたと考ふることの至當なるを認める。

千年村橋田寶滿宮は祭神玉依姫尊にて、同社の縁起に依れば天武天皇の御世白鳳元年筑前國竈門神社を同地に移したものであると云ふ。又橋田の地名に就いては齊明天皇朝倉の宮にいまして此里をみそなはし橋の廣庭と稱し給ひしより橋田と云ふやうになつたと傳へられてゐる。筑後川の南岸に沿ふ田圃の間にこんもり繁れる同社地は朝倉宮との關係が考へられぬこともない。而して其の境内の東北隅には相當の構へを有する一古墳が現存してゐる。又此の附近一帶から彌生式土器把手破片及び祝部式土器破片等が發見され此の地一帶の古代文化の片隣を窺はしめる。酒造石の傳はるに適するの地である。神社には酒殿を設けて酒船を藏し、神酒醸造の儀のあつたことは歴史に見ゆる所であるが、此の酒造石が寶滿宮所屬の酒船であるか、或ひは此の邊にて使用せるものが寶滿宮の創始せられて手洗鉢となれるかは判明しない。

千年村寶滿宮の手洗鉢に類似せるものは浮羽郡内に於て他に三個現存してゐるのを實見した。即ち景行天皇御遺蹟地と傳へられる大石村弓立神社、同じく千年村若宮八幡宮、及び長野水神社等である。何れも前述の千年村橋田寶滿宮の手洗鉢と大同小異であるが、唯異なる點は左縁斜面の圓形の凹みを欠ぐことである。従つて何人も一見して古風の手洗鉢と觀じ、酒造石等とは思ひも及ばぬであらう。橋田の例に依つて此等をも手洗鉢には非ずして酒造石なりとすれば造酒の事不可能では無い。造れば造れるといふ根據のみにては酒造石と決定する譯に

はゆかぬが餘りに類似せる本郡内四箇の手洗鉢は手洗鉢の古風の形式なりと決定するよりも、酒造石が此等神社の手洗鉢として今日に及んだと考へることを餘儀なくせしめられる。酒造石説の根據が多少疑れるなら大凹石と稱することは差支へないであらう。四箇共に其の所傳は不詳である。何人も注意の外に置いて酒船等と云ふ傳説さへ留め得ない點益々時代の古さを想起せしめる。石質は硬質の安山岩で磨擦された部分には黒鐵の如くである。脊面及び側面は荒く削られ人工的であるのは正面のみで、寶滿宮の物にあつては正面中央の穴は横縦の徑共に一尺六寸五分の正しい掘り方をなし、深さ一尺六分あり、左斜面の凹みは深さ二寸六分、横徑八寸、縦徑一尺一寸、下部の流出口は徑一寸、此の出口より最下端まで一尺三寸五分あり。全体の形は高さ四尺四寸二分、正面下部の長さ四尺四寸六分あり。シンメトリカルな形は全体の落付を與へて重みあらしめてゐる。

筑後川流域、上筑後の地に、古代文化を省察するの資料として多くの古墳と共に此等酒造石の現存せるは意義深き事である。魏志に掲ぐる耶馬台國は考古學的に考ふれば古墳築造の初期に相當し其の記事中には父子、男子の別なく、人性酒を嗜むとあり、此の地方の耶馬台國の一部には非るかといふ説の唱へられる爲には深き暗示を與ふる重要な一遺物であらうと思ふ。動もすれば新式の物と取り換へられんとするの時節宜しく其の破損棄却移動を防ぎ保存の法を講ず可きであらう。

酒
壺
調
查
覺
書

調 查 委 員 木 下 龜 城

酒壺石調査覺書

昭和十三年三月

調査委員 木下 龜城

(一) 所在地

筑後川流域

- (1) 福岡縣朝會郡千年村橋田竈門神社(タチバンダ)(寶滿宮)
- (2) 福岡縣朝倉郡千年村若宮八幡宮
- (3) 福岡縣朝倉郡千年村長野水神社(スイ)
- (4) 福岡縣朝倉郡大石村弓立神社
- (5) 福岡縣久留米市水天宮(未調査)

(二) 大サ

幅(左右)

奥行(前后)

高

備

考

(1)	四尺五寸	四尺五寸	四尺三寸	后ノ一部ハ缺ケタル跡アリ高サハ地上ニ現ハレタル部分ノミ
(2)	九尺三寸	三尺九寸	六尺七寸	
(3)	二尺三寸	三尺八寸	二尺八寸(地上)	后ノ大部分破壊セラレタリ
(4)	七尺一寸	三尺四寸	五尺二寸 四尺九寸	后ハ大部分破壊サル

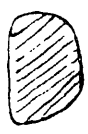
(三) 形状

- (1) 上部ニ尖リタル三角形ヲナス
- (2) 上部及背後ニ尖リタル三角形即チ四面体ニ類スル形
- (3) 向ツテ右ノ後ノ部分大部分破壊サレ原形ヲ知り難キモ大体背面ニ三稜アリ正面ヨリ見タル形モ三角形ヲナス

- (4) 三角形ノモノガ二ツ竝ンデクツキリ合ツタ様ナ形ヲナス兩個体ノ間ノ峠ノ處カラ左右ニ水ノ流レシ跡ノ如キ凹ミアリ左ノモノハ巾五寸深サ三寸長サ二尺ニ及ブ溝狀ヲナシ明瞭ナルモノソノ下ノ水溜リハ不明瞭ナリ右ノモノハ水路ラシキモノナリ徑三寸位ノ圓キ窪ミヲナスノミソノ下位ニ後記スルガ如キ水溜アリ
何レモ三稜ヲ有スル四面体近キ形ヲナスヲ特徴トス一種ノ河蝕三稜ナラン

(四) 水溜

- (1) 徑一尺六寸ノ圓形ヲナシ深サ一尺
- (2) 長徑一尺六寸短徑一尺四寸ノ橢圓形長軸ハ左右ニ向ツテ走ル深サ一尺四寸五分左奥ガ最モ深シ
- (3) 長徑一尺六寸短徑一尺三寸向ツテ右側ハ圓形ヲナスモ左側ハ直線狀ニ歪形ス
ノ如キ形深サ四寸断面U字形
- (4) 徑一尺深サ二寸奥ニ向ツテ少シ尖ル



(五) 表面

(1) 三角ノ頂點背後及橢圓ノ窪ミノ左側ニ一部加工ノ跡アリ他ハ河蝕ニ類スル比較的滑カナル面ヲナスモ水溜ノ前下ニ稍粗ナル面アリ

(2) 水蝕式ニシテ平滑ナル

(3) 稍粗ニシテ前二者ノ如ク平滑ナラズ水溜ノ部分モ高壁ノ部分ヲ除ケバ粗ナリ后ノ左半ノミ平滑一部加工セルモノ、如シ

(4) 稍粗ナルモ水路及水溜ノ部分ハ滑ナリ

(六) 石質

全部安山岩

岩目下薄片製作中詳細ハ檢鏡ノ后ニ讓ル

(七) 結論

酒壺石ト稱スルモノハ甌穴ヲ利用セルモノアリ筑後川上流ノ安山岩地帯(荒瀬附近?)等ヨリ産セルモノカ

昭和十九年三月二十五日印刷
昭和十九年三月三十一日發行

福 岡 縣

福岡市上名島町五三

印刷人 大隈 憲 次 郎

福岡市上名島町五三

印刷所 福岡印刷株式會社

電話 (西) 六二番
振替福岡一五〇〇〇番